

あさぎり町地域防災計画
(令和5年度修正)
資 料 編

目次

第1 気象予警報等の伝達系統

1	特別警報、警報、注意報の伝達系統	3
2	水防警報の伝達系統	4
3	地震及び津波に関する情報の伝達系統	5
4	球磨川洪水予報伝達系統図	6
5	火災気象通報及び火災警報の伝達系統図	7
6	気象、水防及び土砂災害に関する情報の伝達系統図	8

第2 特別警報・警報・注意報の基準等

1	気象等に関する特別警報の発表基準	9
2	津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準	9
3	大雨警報基準	10
4	洪水警報基準	10
5	大雨注意報基準	10
6	洪水注意報基準	10
7	大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方	10
8	緊急地震速報（警報）	11

第3 自衛隊災害派遣要請

1	自衛隊及び災害派遣要請機関の連絡場所	12
2	各自衛隊の担任区分	12
3	第8師団の保有機材	12
4	派遣部隊等に対する処置	13
5	使用機材の準備	13
6	ヘリコプター発着場の設置基準	13
	【別冊「あさぎり町ヘリポート適地資料」（陸上自衛隊）】	
7	地上と航空機との交信	14
8	経費の負担区分等	14

第4 被害報告

1	定義	15
2	収集及び報告要領	21
3	報告等の種別	22
4	報告等の様式及び報告等の系統	23

第5 異常気象時における道路通行規制要領

1	国土交通大臣が直接管理する道路	34
2	熊本県及び熊本県知事が管理する国県道	35

第6 緊急輸送のための交通規制

1	公安委員会の措置	38
2	緊急通行車両等の確認標章及び証明書の交付	38

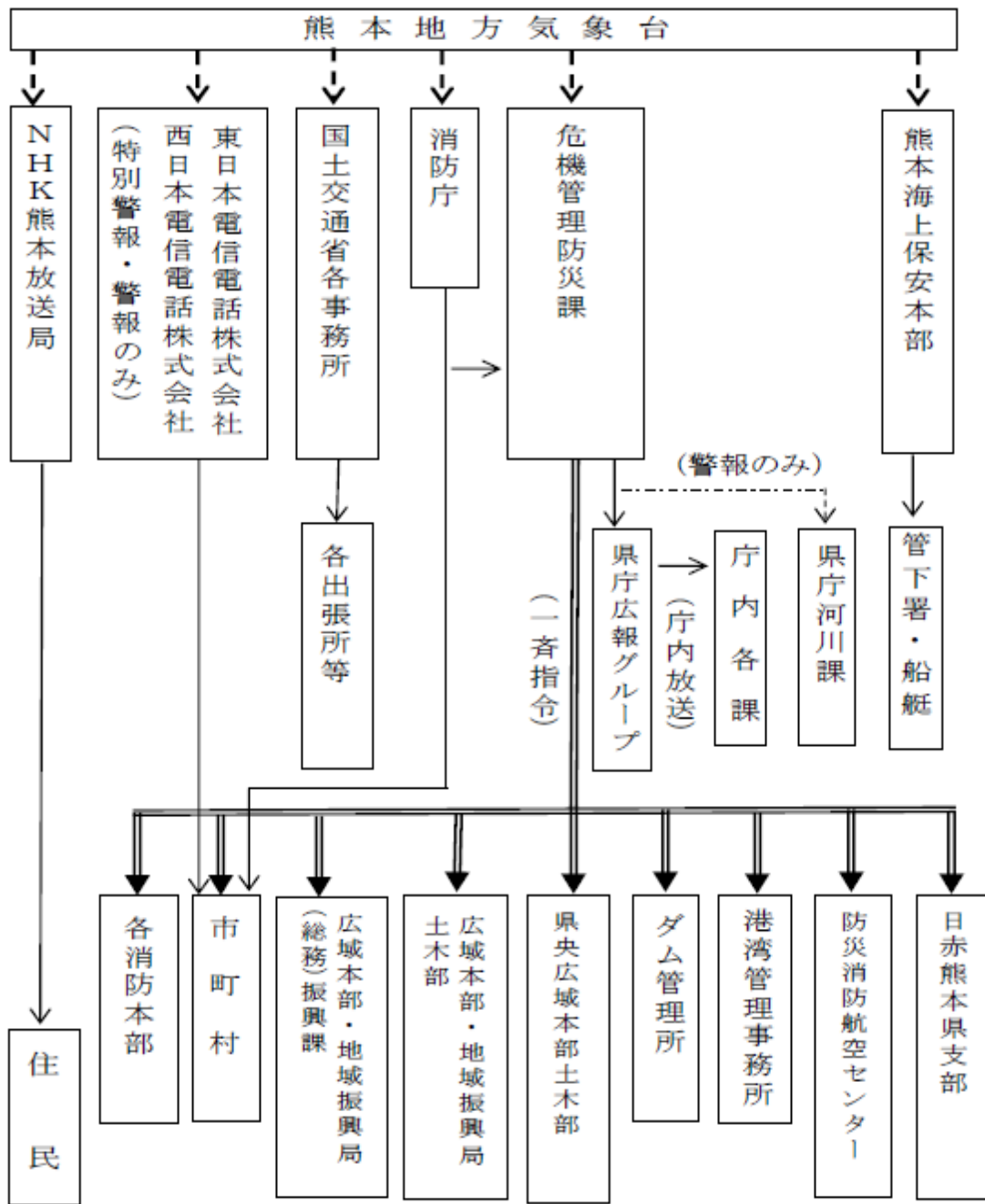
第7 災害対策基本法第76条の3第6項に規定する通知の方法 （緊急車両の円滑な通行を確保するための必要な処置）

1	通知の対象	40
2	通知の方法及び内容	40

第 8	融資等	
1	災害弔慰金の支給等	4 3
2	生活福祉資金及び母子福祉資金等の貸付方法	4 4
3	災害時に利用可能な制度資金の概要（農林業）	4 5
4	被災中小企業者に対する融資	4 8
第 9	土砂災害	
1	土砂災害警戒情報	5 2
2	土砂災害危険度情報	6 3
第10	ヘリポート発着場基準	6 5
第11	災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）の状況	6 6
第12	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の状況	6 8
第13	熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）の状況	6 9
第14	災害ボランティアの受入れ、調整等における組織・運営体制	7 0
第15	あさぎり町重要防災区域	
1	重要水防区域（国管理区間）	7 1
2	重要水防区域（県管理区間）	7 2
3	道路危険箇所	7 3
4	土砂災害警戒区域等指定箇所	7 4
5	浸水想定区域内における要配慮者利用施設	7 8
6	浸水想定区域内（内水氾濫）における要配慮者利用施設一覧	7 8
第16	令和3年度消防団危険箇所調査報告書	7 9

第1 気象予警報等の伝達系統

1 特別警報、警報、注意報の伝達系統

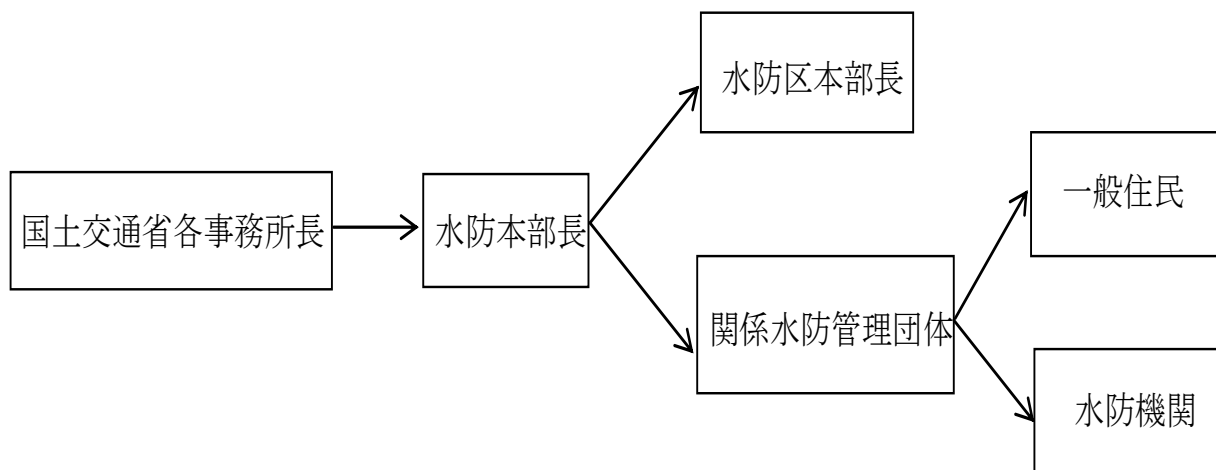


(注) (1)地域振興局及び県央広域本部土木部においては、管内市町村の伝達状況の確認及び徹底を行うこと。

(2) ———— 加入電話・庁内電話 ———— 防災情報ネットワーク
 - - - - - 法定伝達先 - - - - - 防災行政無線

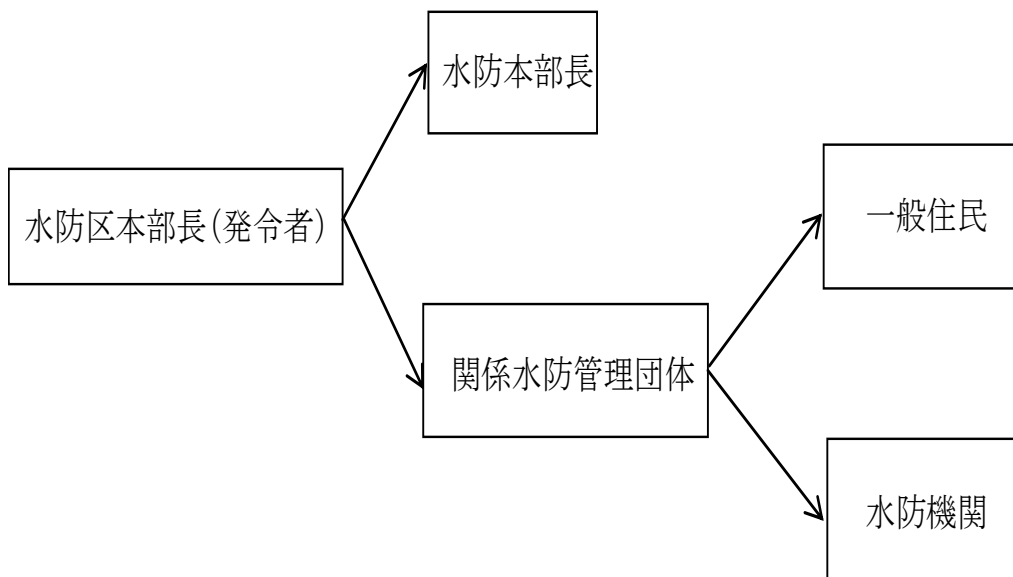
(3) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知措置が、それぞれ義務付けられている。

(1) 国土交通大臣が行う水防警報

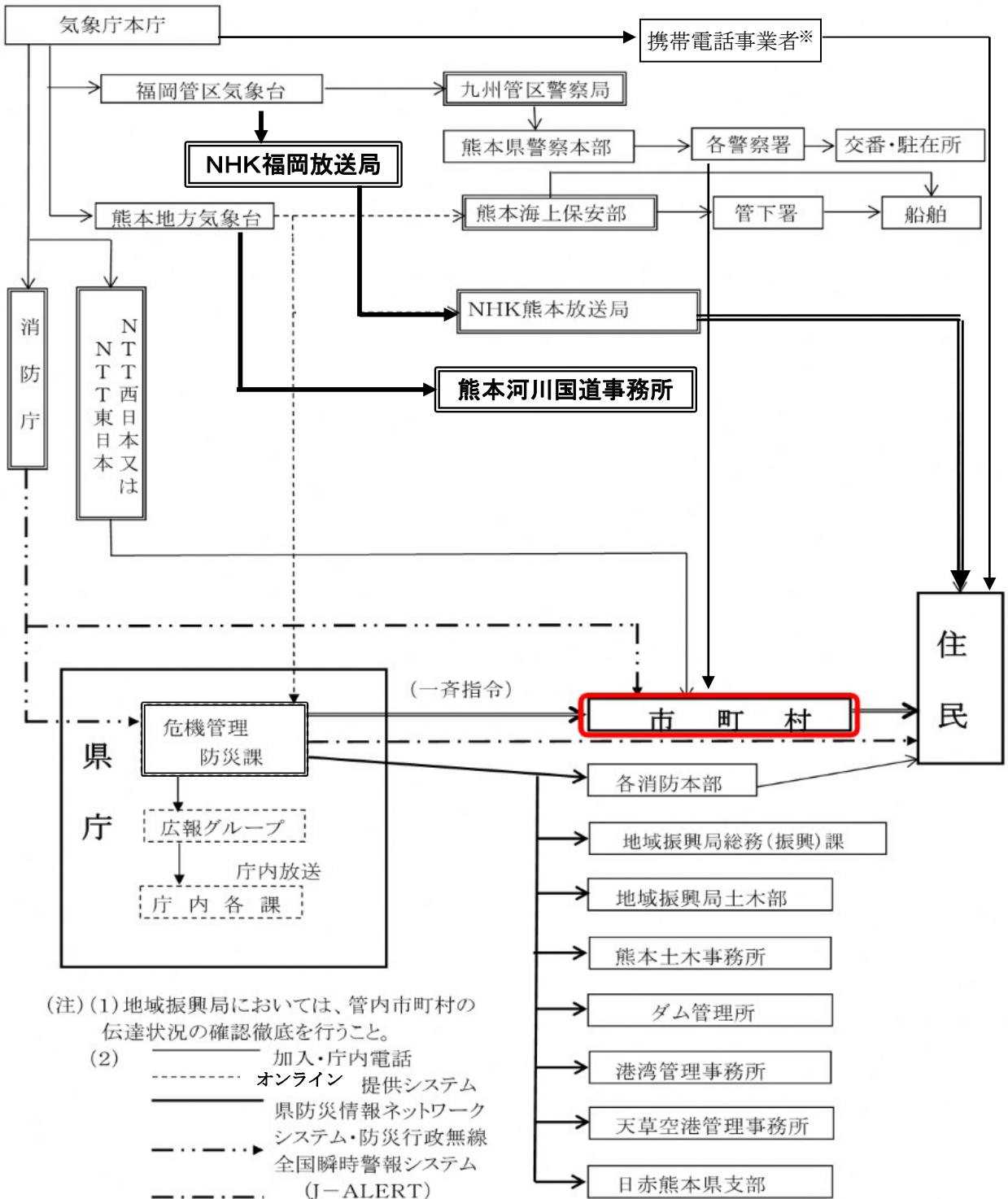


(注) 国土交通省各事務所長とは、熊本河川国道事務所長(白川水系、緑川水系)、菊池川河川事務所長(菊池川水系)及び八代河川国道事務所長(球磨川水系)をいう。

(2) 知事が行う水防警報



3 地震及び津波に関する情報の伝達系統



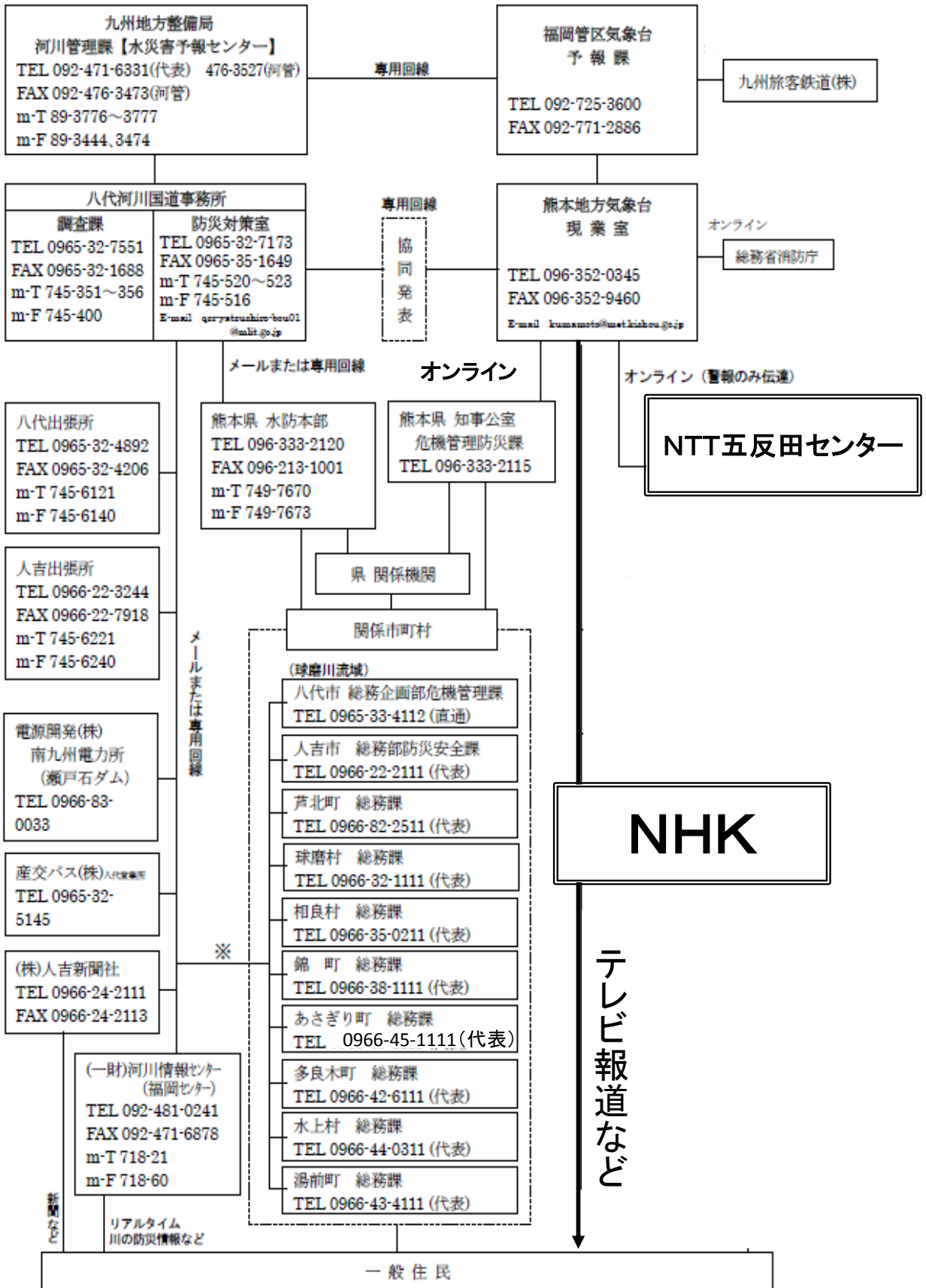
※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

(3) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。

及び第9条

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

5 球磨川洪水予報伝達系統図

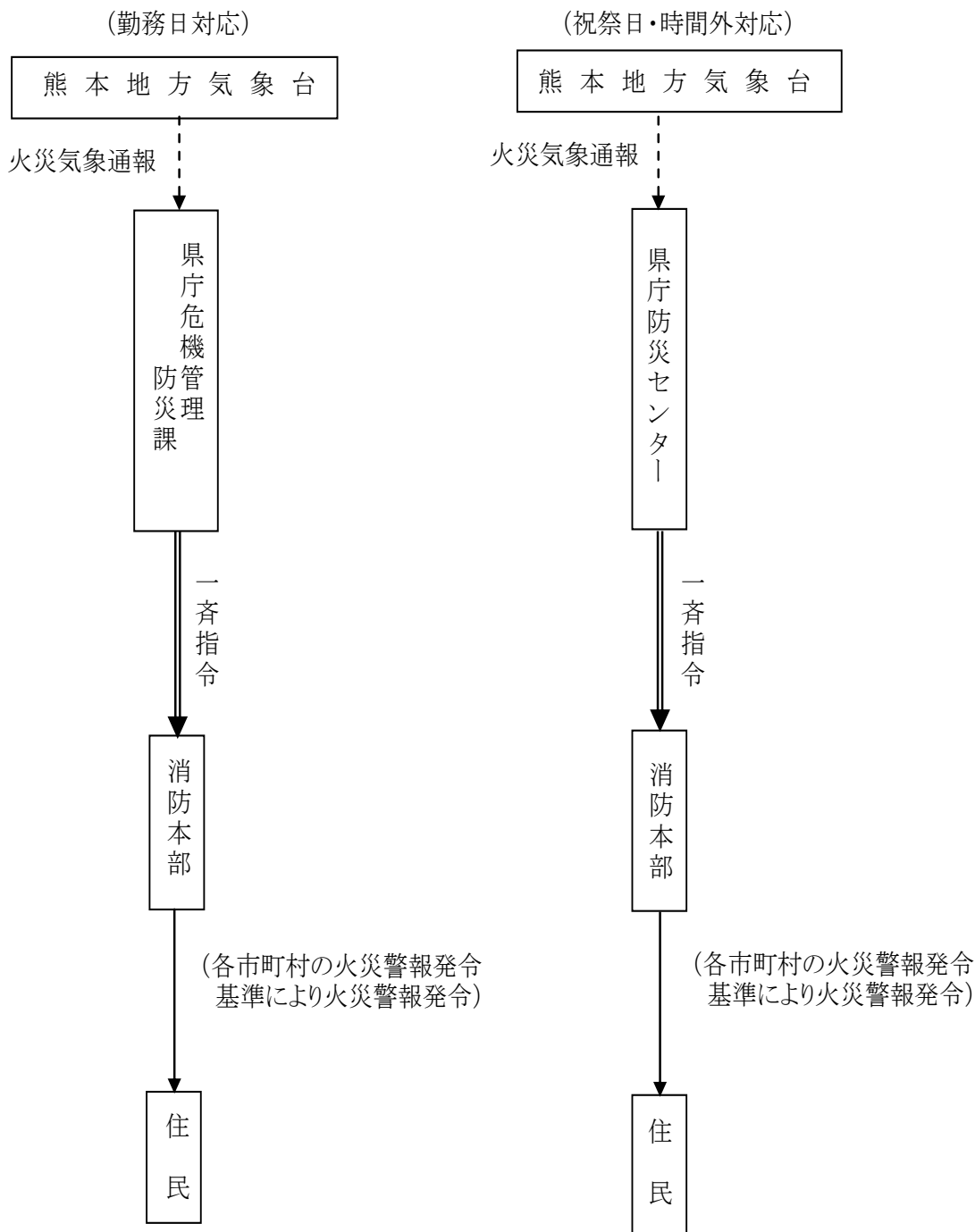


※ 水防法 (平成 27 年 5 月 20 改正) 第 13 条の 4 (関係市町村長への通知) に基づく通知

6 火災気象通報及び火災警報の伝達系統図

火災気象通報の発令および解除は、消防法第22条に基づき、次の系統により迅速、かつ確実に伝達する。

ただし、火災警報は、市町村長が火災予防上危険があると認めるときに発令するものとする。



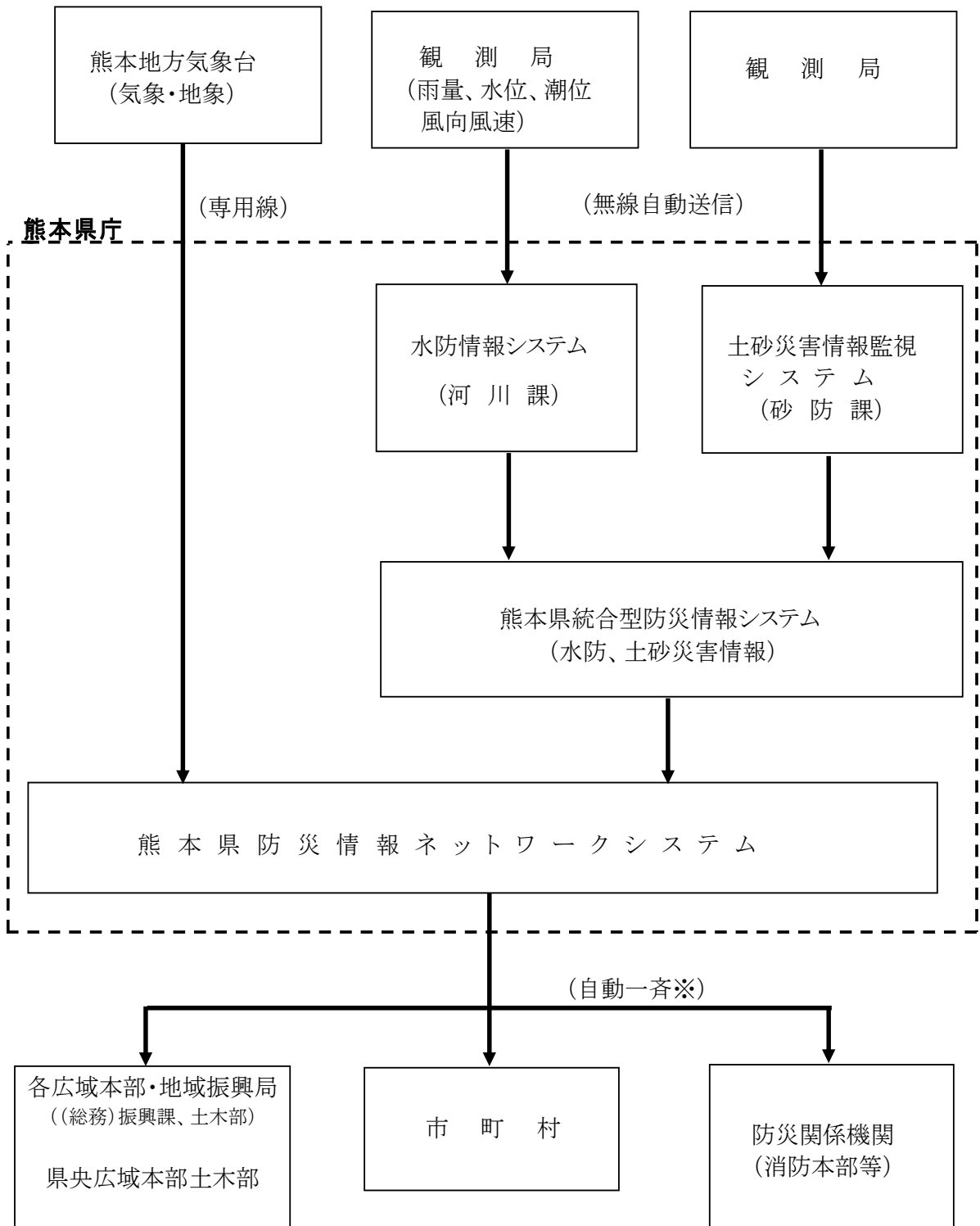
(注)

——— 広報車による広報等

----- 防災情報提供システム

==== 県防災行政ネットワークシステム
・防災行政無線

7 気象、水防及び土砂災害に関する情報の伝達系統図



※ 梅雨期以外の水防情報の伝達については、気象警報発表中にのみ送信される。

参考：気象情報伝達の詳細は、「1. 特別警報、警報、注意報の伝達系統」を参照すること。

第2 特別警報・警報・注意報の基準等

(1) 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

(2) 津波・火山・地震(地震動)に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予測される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予測される場合 (噴火警報(居住地域)※を特別警報に位置付ける)
地震(地震動)	震度6弱以上又は長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)又は長周期地震動階級4を特別警報に位置づける)

(3) 警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在

発表官署 熊本地方気象台

あさぎり町	府県予報区	熊本県		
	一次細分区域	球磨地方		
	市町村等をまとめた地域			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 19	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 207	
		流域雨量指数基準	田頭川流域=8.3, 免田川流域=21.1, 井口川流域=11.9, 阿蘇川流域=9.8, 銅山川流域=8.6	
	洪水	複合基準*1	-	
		指定河川洪水予報による基準	球磨川[一武・多良木]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	126	
		流域雨量指数基準	田頭川流域=6.6, 免田川流域=16.8, 井口川流域=9.5, 阿蘇川流域= 11.6, 銅山川流域=6.8	
	洪水	複合基準*1	田頭川流域=(11, 6.6), 銅山川流域=(11, 5.4)	
		指定河川洪水予報による基準	球磨川[一武・多良木]	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ3cm
			山地	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%		
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上		
低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期: 平地で最低気温が-5℃以下			
霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下			
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃			
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm	

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

熊本地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
熊本県	熊本県熊本	熊本市他22市町村
	熊本県阿蘇	阿蘇市他5町村
	熊本県天草・芦北	天草市他5市町
	熊本県球磨	人吉市他9町村

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

緊急地震速報の伝達【伝達機関】

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。

また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

緊急地震速報（警報）の利用

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

さまざまな場面における具体的な対応行動の指針

情報受信の場所	具体的な避難対応の例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 あわてて外へ飛び出さない。 その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 あわてて出口・階段などに殺到しない。 吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
山や崖付近	落石やがけ崩れに注意する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第3 自衛隊災害派遣要請

1 自衛隊及び災害派遣要請機関の連絡場所

機 関	連絡窓口	電 話 番 号
陸上自衛隊 第8師団司令部	第3部防衛班	096-343-3141 内線3260
	師団運用室	夜間 内線3299
海上自衛隊 佐世保地方總監部	防衛部第3 幕僚室	0956-23-7111 内線3257
	運用作業室	夜間 内線3222
航空自衛隊西部方面 航空隊司令部	防衛部運用 2班	092-581-4031 内線2348
	SOC当直	夜間 内線2203
熊 本 県 庁	危機管理防災課	直通096-333-2115(防災センター213-1000)
熊本空港事務所	総務課	096-232-3079
第十管区海上保安本部 熊本海上保安部	警 備 救 難 課	0964-52-4999

2 各自衛隊の担任区分

自 衛 隊 別		担 任 地 域
陸上自衛隊 第8師団	第42普通科連隊	熊本市、宇土市、菊池市、山鹿市、玉名市、荒尾市、宇城市、 阿蘇市、合志市、下(上)益城郡、菊池郡、鹿本郡、阿蘇郡、玉名郡
西部方面 特科隊	西部方面特科連隊	八代市、人吉市、水俣市、天草市、上天草市、天草郡、八代郡、 球磨郡、芦北郡
海上自衛隊佐世保地方隊		熊 本 県 全 域
航空自衛隊西部航空方面隊		熊 本 県 全 域

3 第8師団の保有機材

種 類	数 量	備 考
小型ドーザー	13台	積載人員 20人/隻 1時間:7,000ℓの給水可能 1時間:100人/セット入浴可能 1台で同時200人分炊飯可能 指揮・連絡・偵察 輸送等
バケットローダー	1台	
渡河ポート	6隻	
浄水セット	4セット	
入浴セット	2セット	
ダンプ	約10台	
中型トラック	約150台	
大型トラック	約230台	
炊事車1号	約50台	
小型ヘリコプター	4機	
中型ヘリコプター	4機	
1t水トレーラー	約50台	

4 派遣部隊等に対する処置

自衛隊派遣に対し、受け入れ市町村は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務と権限を侵害することのないよう処置するものとする。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設または野営施設の便宜を与えること。
- (2) 自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の一般的復旧工事等については、別途依頼すること。
- (3) 自衛隊の作業に対し、関係市町村当局及び地域住民は積極的に協力すること。
- (4) 災害地における作業に関しては、市町村当局と自衛隊指揮官との間で十分協議して決めること。
- (5) 連絡幹部等の受け入れにあたっては、災害対策本部内に連絡手段のある調整所及び連絡幹部等の待機室を確保する。
- (6) 人命救助活動については、自治体が一元的な調整及び統制を行う。

5 使用機材の準備

自衛隊派遣に際し、使用する機材の準備については次のとおりとする。

- (1) 災害救助または復旧作業等に使用する機械器具類は、派遣部隊の携行する機械器具類を除き市町村において準備することとする。
- (2) 災害救助または復旧作業後等に使用される材料および消耗品類は、すべて受け入れ市町村において準備するものとし、不足するものについては、派遣部隊が携行する材料および消耗品類を使用するものとする。

ただし、派遣部隊携行の使用材料および消耗品類はすべて受け入れ市町村に譲り渡すものではなく、災害の程度、その他の事情に応じて受け入れ市町村においてでき得る限り返品または弁償しなければならないこと。

6 ヘリコプター発着場の設置基準

人命の救出または救援物資の空輸を円滑に実施するためのヘリコプター発着場設置基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地表面は、平坦でよく整理されていること。
- (2) 回転翼の回転によって砂じん等が上がらないような場所を指定すること。
- (3) ヘリコプターの進入区域50m以内に高さ5m以上の障害物がないこと。
- (4) 発着場の所要地積

機 種	昼 間	夜 間
小型ヘリコプター(2人乗)	直 径 30m	直 径 45m
中型ヘリコプター(10人乗)	直 径 50m	直 径 75m
大型ヘリコプター(20人乗)	50m × 75m	75m × 100m
大型ヘリコプター(40人乗)	100m × 100m	100m × 100m

7 地上と航空機との交信

災害派遣時に通信が途絶した状況下において、航空機との交信は次によるものとする。

(1) 地上から航空機に対する信号の種類

標旗又はライトガン(強カライト)の区分	要 望 事 項
青旗又はライトガン(強カライト) 青	航空機は、着陸又は隊員を卸下せよ
赤旗又はライトガン(強カライト) 赤	航空機は、着陸の必要はない

地上からの信号には、1辺1mの正方形の布又はライトガン(強カライト)を使用し、着陸地点近傍で上空の航空機から識別容易な場所及び角度で大きく振る。また、ライトガン(強カライト)を使用する場合は、航空機に向かってライトを照射するものとする。

(2) 地上からの信号に対する航空機の回答要領

事 項	航 空 機 の 行 動
了 解	機体を左右交互に傾斜させる又は着陸灯を点灯する(10秒以上)
了解できず	蛇行飛行(機首を左右交互に向ける)又は着陸灯を点滅する(約1秒、数回)

(3) 航空機から地上に対する信号

航空機は、地上から識別可能なように機体信号及び着陸灯を点灯するものとする。

区 分	航 空 機 の 行 動
航空機の着陸又は人員及び物資等を卸下する	航空機の着陸又は人員及び物資等を卸下したい地点の上空で旋回を繰り返す又は、着陸灯を点灯し、旋回を繰り返す

8 経費の負担区分等

(1) 派遣部隊が活動に要した経費のうち下記に掲げるものは、当該部隊の活動した地域の市町村の負担とする。ただし、2以上の地域にわたって活動した場合の経費の負担割合は、関係市町村が協議して決めるものとする。

ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設に設置した電話の施設費および当該電話による通話料金等

イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料及び水道料金

ウ 宿泊施設の汚物の処理料金

エ 活動のため現地で調達した資材等の費用

(2) その他

その他必要な事項については、知事等が派遣命令権者と協議して定めるものとする。

第4 被害報告

災害対策基本法、災害救助法、その他法令等の規定による災害に関する情報収集、被害報告(以下「被害報告等」という。)は、県における災害応急対策および災害復旧の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に処理するものとし、この取扱いについては、下記の要領によって行うものとする。

1 定義

この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り その他の異常な自然現象、又は大規模な火事もしくは爆発、大規模な事故等の原因により生ずる被害をいう。
- (2) 被害の判定基準は、次のとおりである。

区 分		判 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、災害関連死者とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷 者	災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治癒できる見込みの者とする。
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
	戸 数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯とする。
	住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	

区 分		判 定 基 準
住宅の被害	床 上 浸 水	住家の床以上に浸水したものおよび全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	住家の床上浸水にいたらないものとする。
	一 部 破 損	全壊(全焼、流失、埋没を含む)、半壊(半焼、流失、埋没を含む)、床上浸水、床下浸水に該当しないもので建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。
非住家の被害	公 共 建 物	例えば、役場庁舎、公立保育所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で全壊又は半壊したものとする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊または半壊したものとする
り災者等	り 災 世 帯	災害によって全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
文教施設等	公立学校施設	地方公共団体の設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の使用施設(共同利用施設を含む。)のうち、建物、工作物、土地又は設備に被害を受けた施設とする。
	社会教育施設	学校の教育課程として行われる教育活動を除き主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)を行うための施設であって、公民館、図書館、博物館、青年の家及びその他必要な施設とする。
	文 化 財	文化財保護法第2条に定める文化財のうち、有形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群とする。

区 分		判 定 基 準
農 林 水 産 業 施 設	田の流失埋没	田の耕土、畦畔が流失したもの、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	作物の上部先端が見えない程度に水中に没したものとする。
		作物の上部先端が見えない程度に水中に没したものとする。
	畑の流失・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取扱う。
	農業用施設	農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1 かんがい排水施設 2 農業用道路 3 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設。
	林業用施設	林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1 林地荒廃防止施設(地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く) 2 林道
	漁業用施設	漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1 沿岸漁場整備開発施設 2 漁港施設
共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、同連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業の共同利用に供する施設とする。	
公 共 土 木 施 設	河川	河川法が適用され、もしくは準用される河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設とする。
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設(立木を除く。)
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路と連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

区 分		判 定 基 準
公共土木施設	下水道	下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道
	集落排水施設	農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設とする。
衛生施設	医療施設	病院、診療所及び助産所とする。
	その他	各種医療関係者養成機関、衛生検査所、歯科技工所、施術所、保健センター、火葬場、と畜場等とする。
環境施設	水道施設	人の飲用に適する水として供給する施設であつて、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設とする。
	水質特定施設 排水施設 対象事業場	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、熊本県生活環境の保全等に関する条例第28条第2号に規定する排水施設及び熊本県地下水保全条例第7条第2号に規定する対象事業場で、災害によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるものとする。
	廃棄物処理施設	ごみ処理、し尿処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。
社会福祉施設	老人福祉施設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)とする。
	児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
	心身障害者福祉施設	障害者支援施設、就労継続支援事業所、身体障害者福祉ホーム、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉センターとする。
	介護保険施設	介護保険法に規定する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設とする。
都市施設	公園等	都市計画法第11条第1項第2号に規定する公園、緑地、広場、墓園、その他の施設とする。
	その他	街路、都市排水施設、防空壕、堆積土砂排除事業等の要件を具備したものとする。

区 分		判 定 基 準
公 営 住 宅		公営住宅法により、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸するための住宅及びその付帯施設とする。
農 業 関 係 被 害	農 作 物 等	米、麦、雑こく類、野菜、果樹、工芸作物、飼料作物、花卉、桑及び茶などとする。
	樹 体	果樹、茶樹、桑樹等の樹体とする。
	家 畜 等	牛、馬、豚、鶏等の家畜及び畜産物とする。
	在 庫 品	農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理する物(生産資材、食料品、消費生活物資等)とする。
	非共同利用施設	個人所有の倉庫、畜舎、ビニールハウス、その他の農業用施設とする。
林 業 関 係 被 害	山 地 崩 壊	土砂の崩落又は地すべりにより山地が崩壊したものとする。
	造 林 地 等	人工造林地における造林木及び天然木(利用伐期齢級未満のものとする。
	林 産 施 設	木材倉庫、貯木場、集運材施設、炭がま、木炭倉庫、しいたけ育成施設、特殊林産物倉庫、しいたけほだ木等とする。
	苗 畑 等	幼苗、山行苗の苗木及び苗畑やその附属施設とする。
	林 産 物	立木(利用伐期齢級以上のもの)、素材、製材、竹材、たけのこ、しいたけ、その他のものとする。
	在 庫 品	森林組合及び森林組合連合会並びに木・製材業者の所有または管理する物(木材、薪炭、特殊林産物)とする。
水 産 業 関 係 被 害	水 産 物	漁獲物、養殖物及び加工品等とする。
	漁 船	漁業に従事する船舶、漁場から漁獲物等を運搬する船舶、漁業に関する試験、調査、指導、若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するものとする。
	漁 具	大型定置網、小型定置網、さし網、はえなわ、たこつぼ、えり、やな等とする。
	養 殖 施 設	のり、かき、真珠、ほたて貝、はまち、たいなどの魚貝類の養殖施設とする。
	漁 場	漁業法第6条に規定する漁業権の設定されている漁場とする。
	在 庫 品	水産業協同組合の所有又は管理するものとする。

区 分		判 定 基 準
商工業関係被害	商 業	商品を売って利益を得ることを目的とする事業であって卸業、小売業、仲立ち業などとする。
	工 業	原料を加工して有用物とする事業とする。
	鉱 業	鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱、製錬、その他の事業とする。
	観 光 施 設	観光旅行者の利用に供される施設であって、宿泊施設及びその附属施設遊園地、動物園、スキー場及びその他の遊戯、観賞又は運動のための施設とする。
	船 船 (漁船を除く)	ろかいのみをもって運動する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
火 災 発 生		地震又は火山噴火の場合のみに発生した火災とする。
その他の被害	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたものとする。
	交 通 止 め	冠水又は崩土等により交通止めとなった道路とする。
	崖 崩 れ	道路、人家又はその他の施設に影響を及ぼす山崩れ、土石流、地滑り、崖崩れとし、農林水産業施設、公共土木施設、農業関係被害及び林業関係被害欄に掲上したものを除いたものとする。
	電 話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	水 道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

2 収集及び報告要領

(1) 市町村における措置

- ア 災害を覚知したときは、その災害の状況、災害に対してとるべき措置を別紙様式1（災害情報）により、その都度地域振興局（熊本市にあつては熊本土木事務所。以下「地域振興局等」という。）に報告すること。
- イ 災害による被害状況および応急措置状況等（様式2号）を一定時間（特に指定しない場合には、毎日9時30分まで及び14時30分までの2回）に、地域振興局等に報告すること。
- ウ 各部門別の被害状況については、管内の確実な被害状況等を取りまとめのうえ県等の出先機関に報告するものとする。この場合必ず当該市町村内の各部門主管課と連絡を密にし、被害報告等取扱責任者の決裁を得るものとする。
- エ 同一災害による被害状況については、被害調査および応急対策が終了した後10日以内に文書（様式2号）をもって地域振興局等に報告すること。
- オ 毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況（災害年報（様式5号））を、4月1日現在で明らかになったものを4月5日までに地域振興局等に報告するものとする。

(2) 地域振興局等における措置

- ア 地域振興局等は、市町村からの災害状況および災害に対してとるべき措置の報告をその都度危機管理防災課（災害対策本部）に報告（様式1号）するものとする。
- イ 市町村からの災害による被害状況および応急措置状況等（様式2号）を一定時間（特に指定しない場合には、毎日10時まで及び15時までの2回）に、危機管理防災課（災害対策本部）に報告すること。
- ウ 併せて市町村からの各部門別の被害状況を取りまとめのうえ、本庁各関係部（課）に報告すること。
- エ 市町村からの同一災害による被害状況について、市町村別に取りまとめのうえ、10日以内に危機管理防災課に報告すること。
- オ 市町村からの毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況（災害年報）を取りまとめのうえ、4月10日までに危機管理防災課長に報告するものとする。

(3) 県（本庁）における措置

- ア 災害情報（様式1号）については、市町村別、地域別に取りまとめるものとする。
- イ 地域振興局等からの災害による被害状況及び応急措置状況（様式2号）は、市町村別、地域別に取りまとめるものとする。
- ウ 出先機関からの部門別被害状況については、それぞれの担当部（局）において市町村別に取りまとめのうえ、一定時間（特に指定しない場合には、毎日10時まで、及び15時までの2回）に、危機管理防災課（災害対策本部）に報告するものとする。
- エ 同一災害による部門別被害状況について、各担当部（局）は、市町村別、振興局別に取りまとめのうえ、10日以内に危機管理防災課（災害対策本部）に報告するものとする。
- オ 危機管理防災課は、それぞれ報告のあった事項について項目別に取りまとめるものとする。
- カ 危機管理防災課長は、取りまとめた被害状況を東京事務所長に連絡するものとする。

- キ 危機管理防災課(災害対策本部)は、電力施設、通信施設、交通機関(鉄道、船舶、バス、航空機等)の被害状況については、それぞれの関係機関から報告を求めるものとする。
- ク 毎年1月1日から12月31日までの災害による部門別被害状況を4月1日現在で明らかになったものを、それぞれ担当部(局)において取りまとめのうえ4月10日までに危機管理防災課に報告するものとする。(その都度文書をもって照会する)

3 報告等の種別

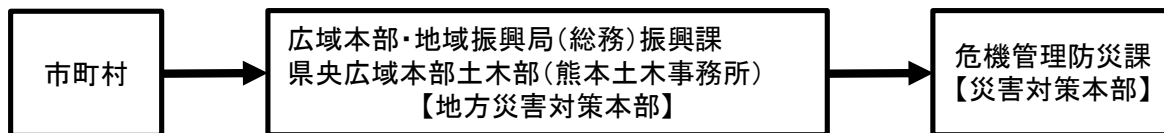
災害の報告は、災害情報、被害状況報告、被害状況確定報告、災害年報とし報告の区分及び報告様式は、次のとおりとする。

報告区分	報告責任者	報告様式	摘要
(1) 災害情報	市町村長 県の出先機関の長	様式第1号	災害を覚知したときは、災害の状況および災害に対してとるべき措置等についてその都度報告すること。
(2) 被害状況報告 (速報)	市町村長 地域振興局長及び 熊本土木事務所長	様式第2号	災害により発生した被害状況および応急措置状況を一定時間を置き報告するものとし、地域振興局長及び熊本土木事務所にあつては集計表を付すること。
(3) 被害状況報告 (確定)	市町村長 地域振興局長及び 熊本土木事務所長	様式第2号	同一の災害に対する被害調査が終了したときまたは応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。 この場合、様式2号により市町村別とし、地域振興局長及び熊本土木事務所にあつては集計表を付すること。
(4) 各部門別被害 状況報告 (速報・確定)	各部門別 担当部(局)長	各部門別ごとの報告取扱要領による様式とする。 但し、危機管理防災課の取りまとめは様式3号による。	災害により発生した被害状況および応急措置状況を各部門別に一定時間を置き報告すること。この場合は、市町村別とし、集計表を付すること。又同一災害に対する被害調査が終了したとき、又は応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。
(5) 住民避難等報告	市町村長 地域振興局長及び 熊本土木事務所長	様式第4号	住民の避難状況を一定時間置いて報告するものとする。
(6) 災害年報	市町村長 地域振興局長及び 熊本土木事務所長 各部門別 担当部(局)長	様式第5号 別途照会する様式とする。	毎年1月1日から12月31日までの被害状況について4月1日現在で明らかになったものを報告する。

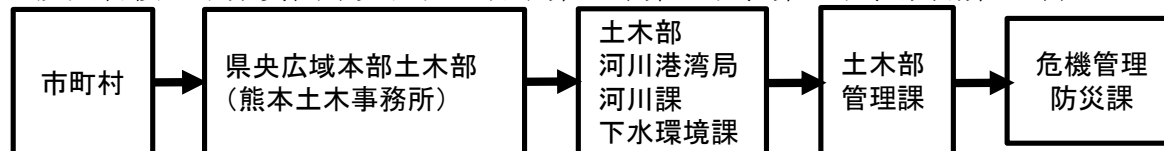
4 報告等の様式報告等の系統

市町村、県における被害報告は、次の報告系統によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、本系統によらず直ちに必要な関係機関に報告することができる。

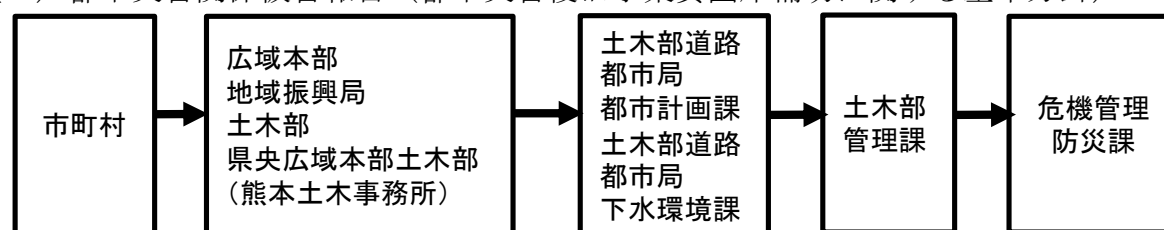
- (1) 災害情報（様式第1号）、被害状況報告（速報）（様式第2号）、被害状況報告（確定）（様式第2号）、住民避難等報告（様式第4号）



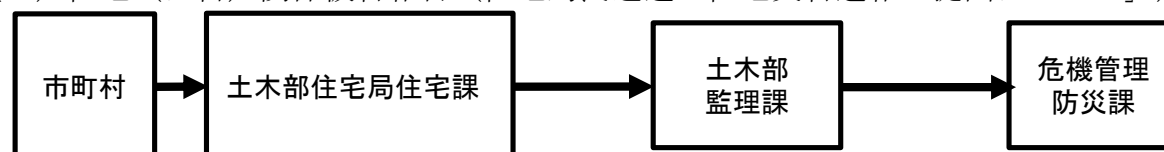
- (2) 公共土木施設（河川、砂防、道路、橋梁、下水道）関係被害報告（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第4条）



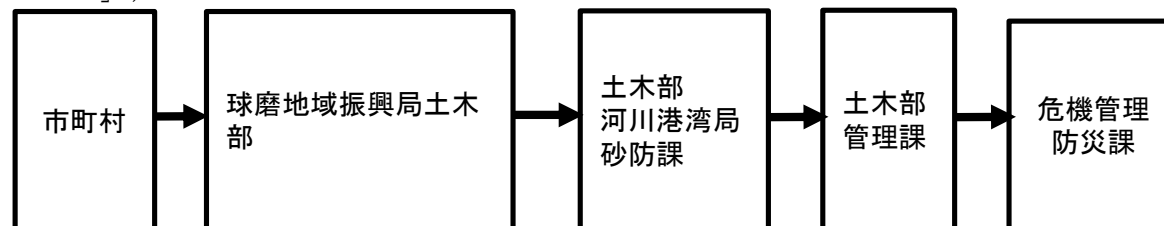
- (3) 都市災害関係被害報告（都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針）



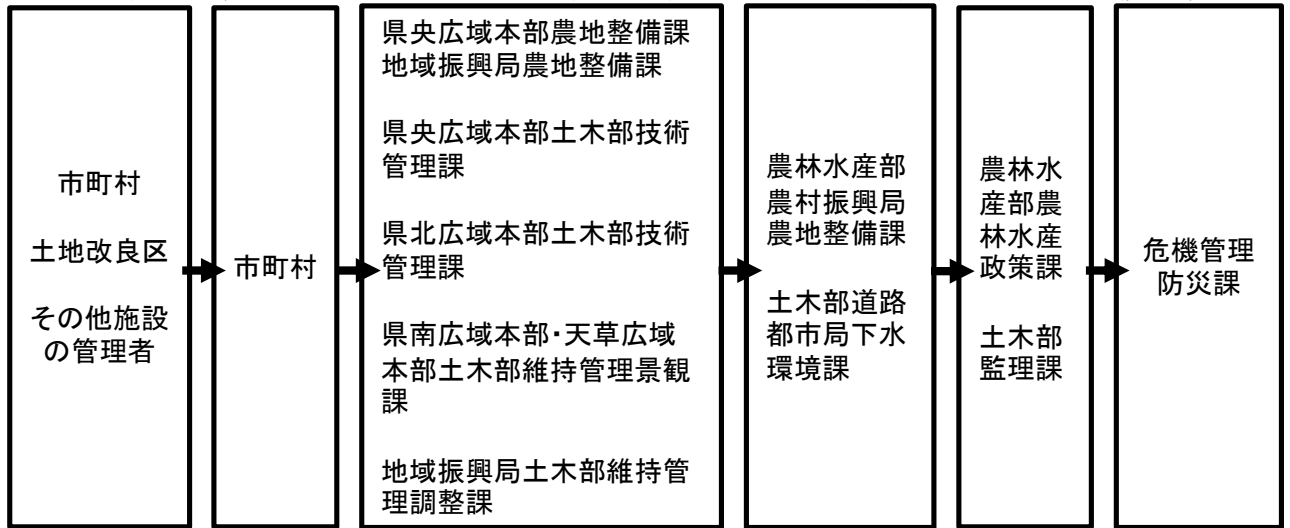
- (4) 住宅（公営）関係被害報告（住宅局長通達「住宅災害速報の提出について」）



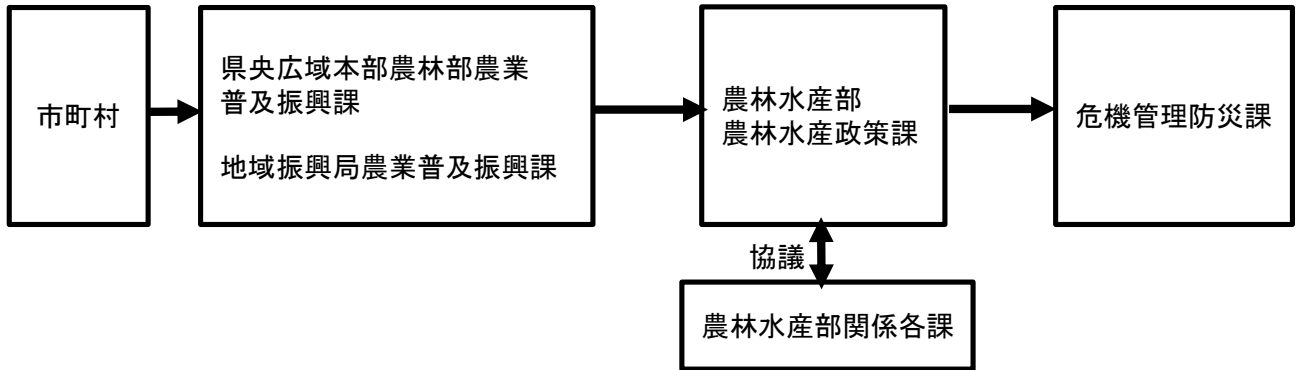
- (6) 土砂災害関係（土石流、地すべり、急傾斜）被害報告（国土交通省河川局砂防部砂防計画課長、保全課長通達による「土砂災害による被害状況報告の提出について」）



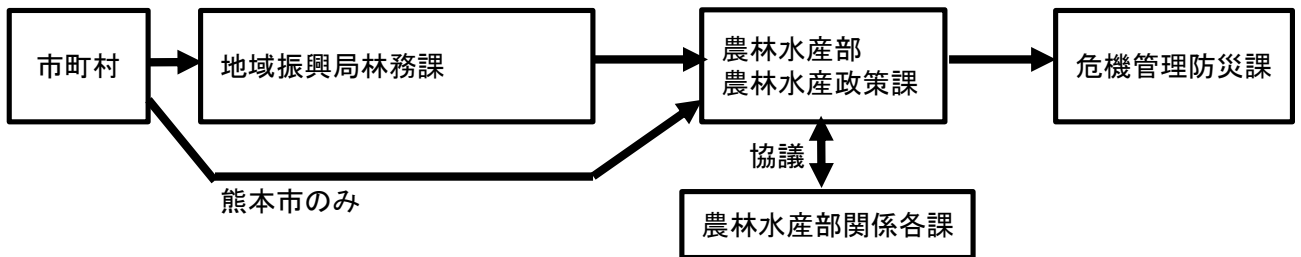
(7) 農地及び農業用施設関係被害報告（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地、農業用施設災害復旧事業事務取扱要領）



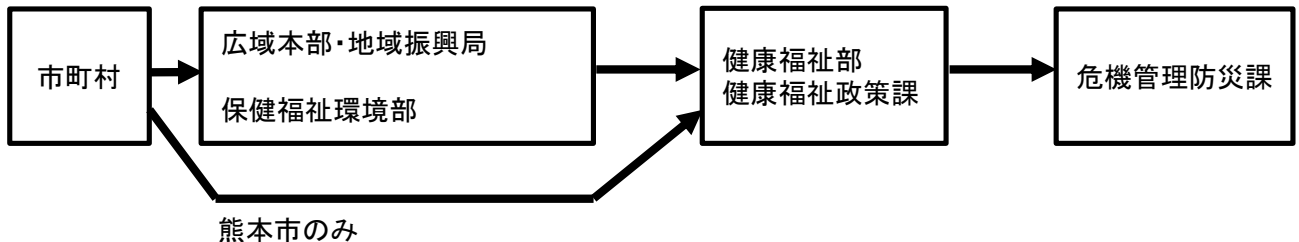
(8) 農業関係被害報告（農林水産省「農林水産業被害報告取りまとめ要領」）



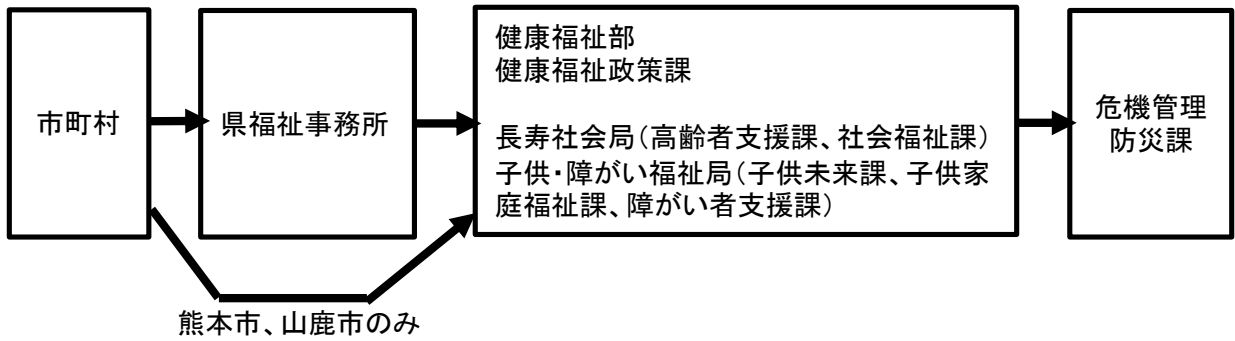
(9) 林業関係被害報告（農林水産業被害報告取りまとめ要領、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第2条）



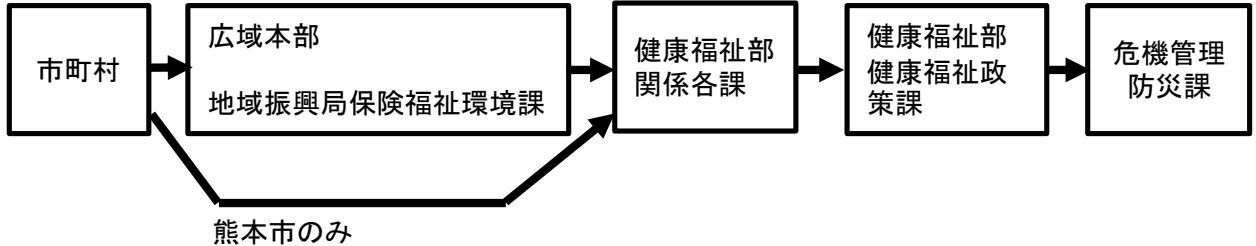
(10) 災害救助関係被害報告（社会局長通知「災害救助法による救助の実施」）



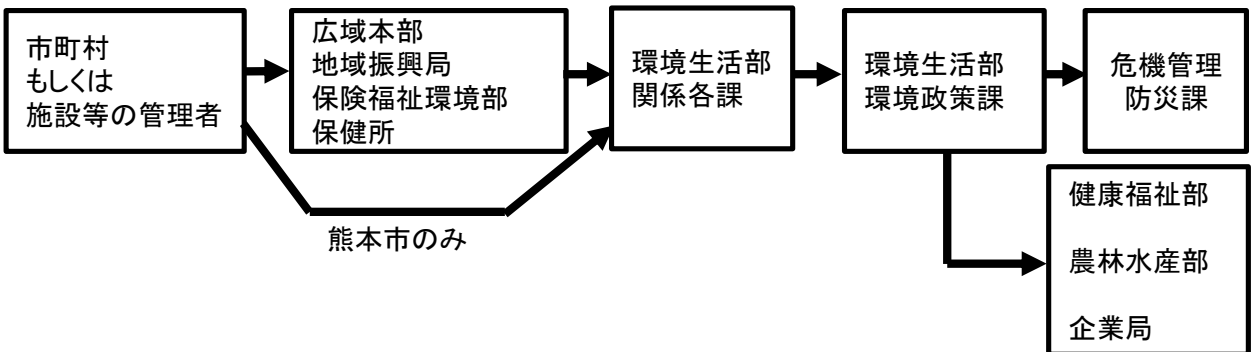
(11) 社会福祉施設、児童福祉施設関係被害報告



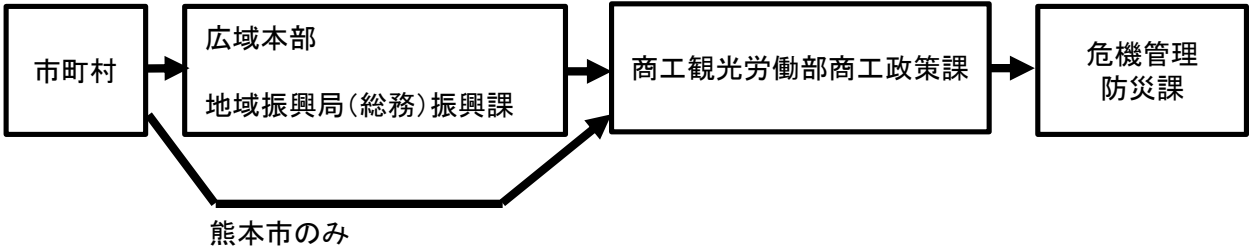
(12) 衛生関係被害報告 (医療関係、火葬場、と畜場、保健センター)



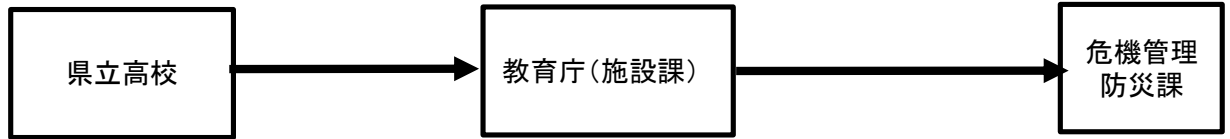
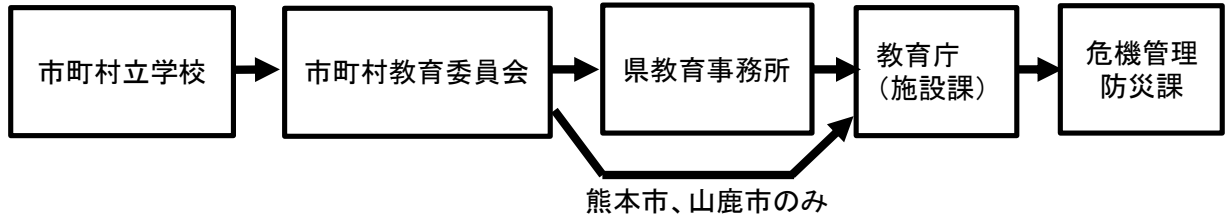
(13) 環境関係被害報告 (水質特定施設、水道施設、排水施設、対象事業場、廃棄物処理施設)



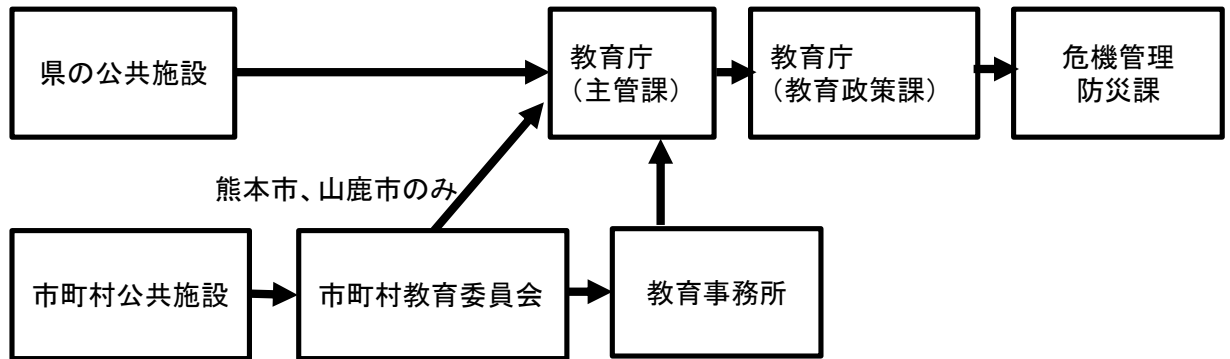
(14) 商工関係被害報告



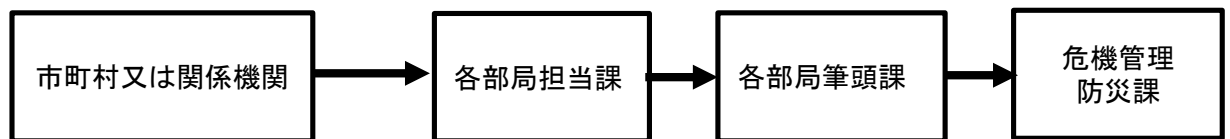
(15) 公立学校施設関係被害報告（文部省監理局長通知「公立学校施設災害復旧事業費国庫負担事業の事務手続き等について」）



(16) 県（地方機関を含む）、市町村の教育関係公共施設（庁舎、社会教育施設、社会体育施設、文化財等）に係る被害報告



(17) その他の被害報告



災 害 情 報			
災 害 の 種 別		災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	(グリッド番号)		
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者		受 信 者	
発 信 時 刻		月 日 時 分	
受 信 事 項			
処 理 事 項			

(注意)

災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。

1. 人的被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等)を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。
2. 住家被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出動等)を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。
3. 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。
4. 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。
5. 住民の避難について、自主避難・避難勧告等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。

災害名

年 月 日 時 分 現在

市町村名		〇〇市町村												計	摘要			
区分																		
1	人的被害	死者	人											0				
		うち災害関連死者	人													0		
		行方不明者	人													0		
		重傷者	人													0		
		軽傷者	人													0		
5		分類未確定	人											0				
2-23	住家被害	全壊	棟											0				
			世帯													0		
			人														0	
		半壊	棟														0	
			世帯														0	
			人														0	
		床上浸水	棟														0	
			世帯														0	
			人														0	
			床下浸水	棟														0
				世帯														0
				人														0
		一部破損	棟														0	
			世帯														0	
			人														0	
			分類未確定	棟														0
		世帯															0	
		人															0	
		24	非住家	公共建物	棟												0	
		25		その他	棟												0	
		26		分類未確定	棟												0	
		27		り災世帯数	世帯												0	
		28		り災者数	人												0	
29		災害警戒本部等設置日時												0				
30		災害警戒本部等廃止日時												0				
31		災害対策本部設置日時												0				
32		災害対策本部廃止日時												0				
33		消防職員出動延人数												0				
34		消防団出動延人数												0				

発生年月日		災害名							計
区分									
人的被害	死者	人							
		うち 災害関連死者	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他の	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
水道	戸								

発生年月日		災害名							計
区分									
その他	電話	回線							
	電気	戸							
	ガス	戸							
	ブロック塀等	箇所							
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
り	災世帯数	世帯							
り	災者数	人							
公立文教施設	千円	() () () () () ()							
農林水産業施設	千円	() () () () () ()							
公共土木施設	千円	() () () () () ()							
その他の公共施設	千円	() () () () () ()							
小	計	千円	() () () () () ()						
	公共施設被害市町村数	団体							
その他	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
	その他	千円							
被害総額	千円								
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日			
	解散	月日	月日	月日	月日	月日			
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人	人	人

第5 異常気象時における道路通行規制要領

1 国土交通大臣が直接管理する国道

(1) 目的

この要領は、豪雨、地震等の異常気象時において道路の通行が危険であると認められた場合における道路通行規制に関する基準等を定めることにより、この場合における道路通行規制の有効かつ慎重な実施を図り、もって道路交通の安全かつ円滑化に資することを目的とする。

(2) 異常気象時通行規制区間の指定

地方整備局長(北海道開発局長を含む。以下同じ。)は、指定区間内の一般国道、道の区域内の一般国道、国土交通大臣が新設、改修等を行う指定区間外の一般国道及び開発道路のうち、道路及びその周辺の状況(道路の構造、地形、地質、過去の被害の程度、路線としての重要性等をいう。以下同じ。)から、異常気象時において被害が発生するおそれが著しい箇所を含む相当の区間を異常気象時通行規制区間(以下「規制区間」という。)として指定し、道路局長の承認を受けるものとする。

(3) 道路通行規制基準の作成

ア 地方整備局長は、関係警視庁及び都道府県警察本部並びに都道府県道路担当部局の意見をきいて、規制区間に係る道路通行規制基準を作成し、道路局長の承認を受けるものとする。

イ 道路通行規制基準は、規制区間毎に、道路及びその周辺の状況並びに気象の状況(降雨量、積雪、風速、震度等をいう。以下同じ。)を基準として、異常気象時において、未然に事故を防止することができるよう定めるものとする。

ウ 道路通行規制基準における道路通行規制の種類は、通行止め、車両通行止め、その他の道路管理者が行うことができる通行止め(以下「通行止め」という。)及び通行注意(異常気象により危険があるため道路の通行上注意しなければならないことをいう。以下同じ。)とする。

(4) 道路通行規制の実施及び解除

ア 道路通行規制の実施は、道路通行規制基準に基づき、規制区間を所轄する事務所長(開発建設部長を含む。以下同じ。)が行うものとし、当該規制区間を所轄する警察署長に通知するものとする。

イ 道路通行規制の実施は、通行止めにあつては、道路標識をもって、通行注意にあつては標識をもって表示することにより行うものとし、道路規制の対象区間、期間及び理由を明示するものとする。

ウ 道路通行規制の解除は、事務所長が通行の安全を確認した後すみやかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するものとする。

(5) 報告等

事務所長は、道路通行規制を実施し、又は解除したときは、遅滞なく、当該事務所を管轄する地方建設局長に報告するとともに、関係都道府県道路担当部長に通知し、地方整備局長は事務所長から通行止めの道路通行規制の報告を受けたときは、遅滞なく、道路局長に報告するものとする。

(6) 規制区間以外の区間における道路通行規制

事務所長は、その管理する道路のうち規制区間以外の区間についても、必要に応じて通行注意の規制を行うとともに、道路の通行に危険が急迫している場合には通行止めの規制を行うものとし、この場合の通行規制の実施及び解除並びに報告等については、(4)及び(5)に準拠するものとする。

(7) (2)及び(3)に係る通行規制区間及び基準は別表3のとおりである。

2 熊本県及び熊本県知事が管理する国県道

(1) 目的

この要領は、大雨、暴風雨等の異常時において道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する実施の要領を定め、道路交通の安全かつ円滑化に資することを目的とする。

(2) 異常気象時等通行規制区間の指定

ア 知事は、一般国道(指定区間を除く。)及び県道のうち、道路及びその周辺の状況(道路の構造、地形、地質、過去の被害状況の程度、路線としての重要性等をいう。以下同じ。)を考慮して異常気象時等において被害が発生するおそれがある箇所を含む相当の区間を異常気象時通行規制区間(以下「規制区間」という。)として指定するものとする。

イ 前項の指定については、所轄警察署長及び関係市町村長の意見を聞くものとする。

(3) 道路通行規制の基準等及び種類

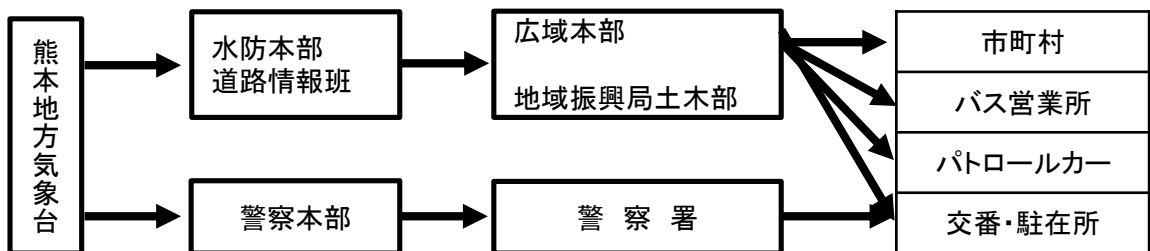
ア 道路通行規制は、規制区間毎の道路及びその周辺の状況並びに気象の状況(降雨量、風速等をいう。以下同じ。)により別表3に定める基準によるものとする。

イ 道路通行規制は、通行止め及び通行注意(異常気象により危険が発生するおそれがあるため道路の通行上注意しなければならないことをいう。以下同じ。)の2種類とする。

(4) 情報の周知

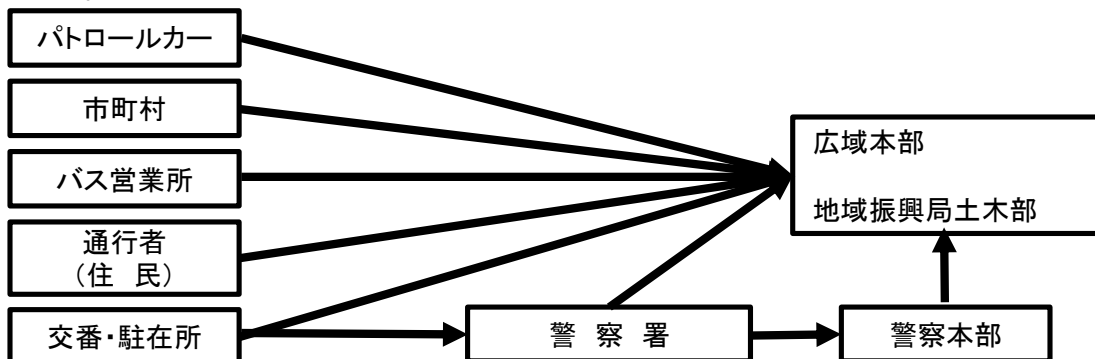
異常気象時等における規制区間の実態を迅速に把握し、的確な措置をとり、事故を未然に防止するため、異常気象情報の伝達及び収集並びに通行者に対するの周知については、次により行うものとする。

ア 異常気象情報の伝達大雨・暴風等の異常発生のおそれがある場合の伝達は、次のとおりとする。



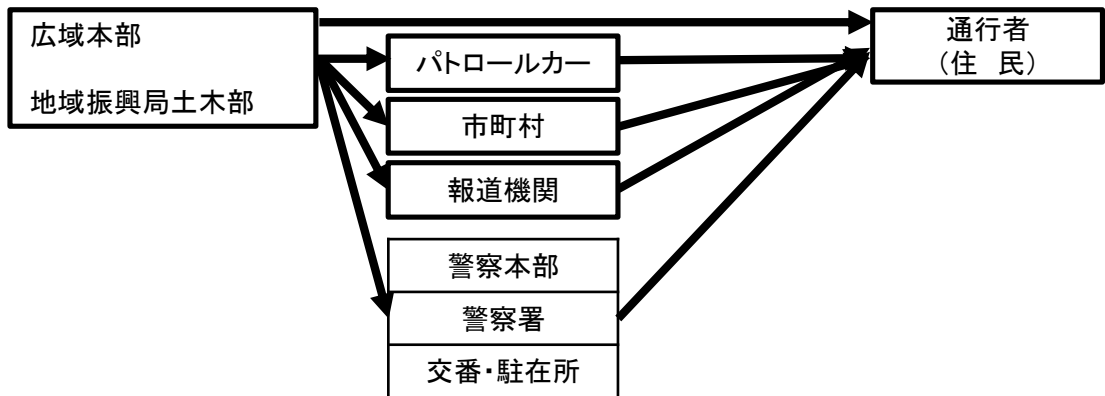
イ 情報の収集

異常気象により道路の破損、欠壊、その他の事由により交通に支障をきたし、又はきたすおそれのあると認められる場合の情報の収集は、次のとおりとする。



ウ 通行者に対する周知

異常気象により交通規制を実施したとき及びその措置を解除したときの周知は、次のとおりとする。



(5) 道路通行規制の実施

ア 地域振興局土木部長(以下「部長」という。)は、気象状況が規制基準に基づく異常気象となったと認めたときは、直ちに所定の道路通行規制の実施を行うものとする。

イ 道路通行規制の実施は、「道路の危険箇所に対する標識等の設置事項(昭和43.11.29)」による道路標識および別表1に定める標識等をもって表示することにより行うものとする。

ウ 部長は、あらかじめ規制区間について、次の各号に掲げる位置に道路情報板を設置しておくものとする。

(ア) 市街地または、集落の出口および、主要道路の分岐点で、かつ自動車のUターンのできる広場のある位置

(イ) 山間部で規制区間が長いときは、相当区間ごとに上下線それぞれの方向から規制できる位置

(ウ) その他部長が特に必要と認める位置

エ 部長は、道路通行規制を実施したときは、所轄警察署長に通知しなければならない。(解除の場合も同様とする。)

オ 部長は、道路情報板を設置しようとするときには、あらかじめ本庁土木部長と協議するものとする。

(6) 道路通行規制の解除

道路通行規制の解除は、部長が通行の安全を確認した時道路標識の取替等をして、すみやかに行うものとする。

(7) 報告等

ア 部長は、道路通行の規制を実施し、又は解除したときは、遅滞なく本庁土木部長に報告するものとする。

イ 本庁土木部長は、前記1の報告をうけたときは、国道については国土交通省に報告するものとする。

ウ 前記ア及びイの報告、(4)のイの情報の収集については、別表2に定めるところによるものとする。

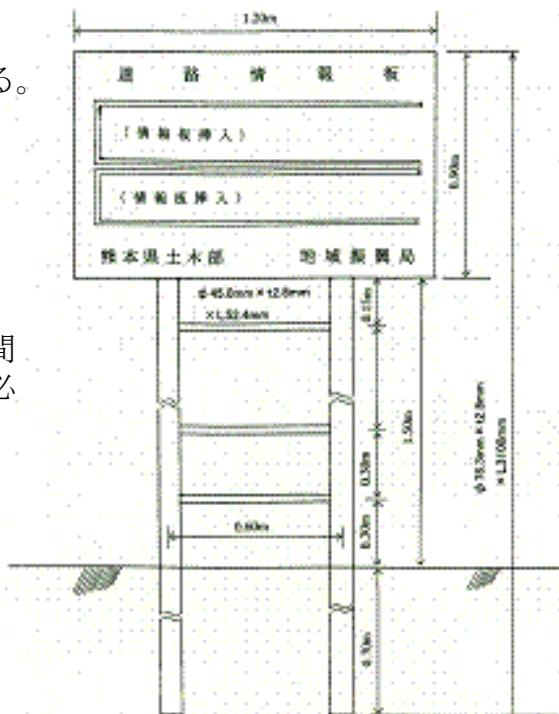
(8) 規制区間以外の区間及び箇所における道路通行規制

部長は、その管理する道路のうち規制区間以外の区間及び箇所についても必要に応じて通行注意の規制を行うとともに、道路の通行に危険が急迫している場合には、通行止めの規制を行うものとし、この場合の通行規制の実施および解除については、(4)、(5)及び(6)に準拠するものとする。

別表1 道路通行規制の標示

- 1 通行規制の標示は右図のとおり標示する。
 規制理由記載例
- (1) 路肩弱し
 - (2) 路面冠水(又は恐れがある)
 - (3) 土砂崩れ(")
 - (4) 落 石(")

- 2 通行規制の標示位置は、当通行規制区間の起終点手前30～100mまでの左側必要箇所路端に設置するものとする。



別表2

道路情報録取簿

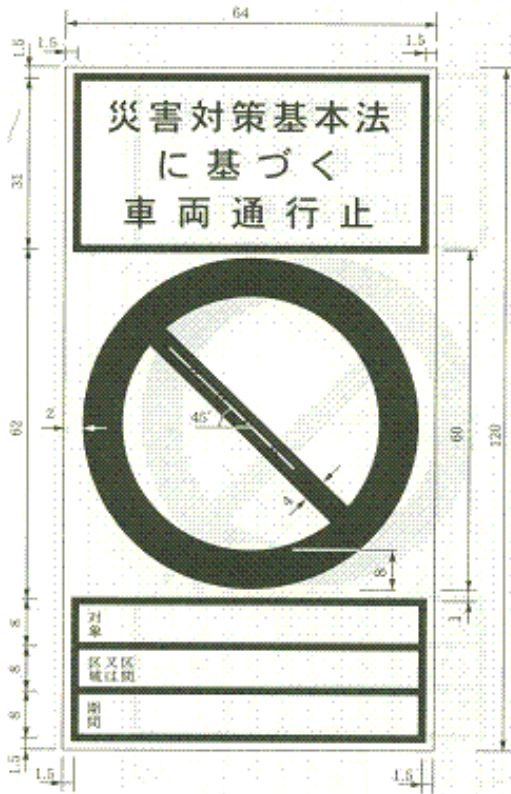
振興局	路線名	場所			交通止概要	交通止期間	摘要
		郡市	町村	大字			

第6 緊急輸送のための交通規制

公安委員会は、本県又は本県に隣接若しくは近接する県に災害が発生した場合に、応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するために必要があると認める時は、次により道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、当該緊急輸送を行う車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。

- 1 公安委員会は、道路管理者と緊密な連携の下、災害の規模、被害状況等に加え、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報を迅速かつ正確に収集し、緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の通行を禁止し又は制限する必要があると認めたときは、次により措置するものとする。
 - (1) 緊急通行車両等以外の道路における車両の通行の禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）及び期間を記載した（期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。）「別記様式第1」の標識を設置するものとする。
 - (2) 上記（1）による標識は、車両の通行を禁止し、又は制限しようとする区間等の必要な場所に設置するものとする。
 - (3) 公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合で、当該道路の管理者に通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知するものとする。
 - (4) 公安委員会は、上記交通規制を実施する場合において、道路管理者に対し必要な協力を求めることができる。
- 2 緊急通行車両等の確認標章及び証明書の交付
 - (1) 緊急通行車両等の届出
災害が発生した場合において、応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送を実施する機関の長が当該従事者及び物資の輸送をしようとするときは、日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、理由等を知事又は公安委員会に対し事前に連絡するものとする。
 - (2) 緊急通行車両等の確認
知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両等であることの確認を行うものとする。
 - (3) 確認標章及び証明書の交付
上記（2）により緊急通行車両等であることを確認したときは、知事又は公安委員会は当該車両の使用者に対し、「別記様式第2」の標章及び「別記様式第3」の証明書を交付するものとする。
 - (4) 標章の掲示
上記（3）により交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

様式第1 (第1関係)



備 考

- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式第2 (第2関係)



備 考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第7 災害対策基本法第76条の3第6項に規定する通知の方法 (緊急車両の円滑な通行を確保するための必要な処置)

1 通知の対象

- (1) 法第76条の3第3項及び同条第4項において準用する同条第1項の規定による命令当該命令が有効に機能しない場合に、法第76条の3第3項及び同条第4項の規定により準用する同条第2項の規定により、自衛官又は消防吏員が自ら措置をとることとなるような命令とする。
- (2) 法第76条の3第3項及び同条第4項において準用する同条第2項の規定による措置及び破損行為

2 通知の方法及び内容

(1) 命令による通知

命令を行った場所を管轄する警察署長に、直接又は県警察本部交通規制課を経由して、別記様式により日報形式で通知するものとする。ただし、必要があると認めるときは命令を行った都度、通知するものとする。

(2) 自らとる措置に係る通知

措置をとった場所を管轄する警察署長に、直接又は県警察本部交通規制課を経由して、別記様式によりその都度直ちに通知するものとする。ただし、別記様式により直ちに通知することができないときは、口頭により連絡し、その後速やかに別記様式により通知しなければならないものとする。

なお、措置をとったとき即座に災害応急対策を実施しなければならない事態に直面しており、通知を行った後の実施では著しい支障が生じることが明らかであるときは、当該災害応急対策を実施した直後直ちに通知を行うものとする。

(3) 破損行為に係る写真の送付

上記(2)の通知を行うときは、当該破損行為の前後の状況を撮影した写真を併せて送付するものとする。ただし、真にやむを得ない事情により写真を撮影することが不可能であるときは、破損に係る物件の破損前及び破損後の詳細な状況並びに写真を撮影することが不可能であった理由を通知書に記載しなければならないものとする。

- (4) 上記(2)の通知において、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所及び氏名を知ることができないときは、措置に係る物件の詳細な状況及びこれらの事項を知ることができない理由を通知書に記載し、破損を行う場合にあっては、破損前後の状況を撮影した写真を必ず添付しなければならないものとする。

措置命令

通知書

措 置

警察署長殿

第1項の規定より

災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する。

第2項の規定より

措置命令

を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり通知します。

措 置

所属

氏名

1	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後	
2	場 所			
3 (命令・措置) を行った者	所 属			
	氏 名			
4	命令 の場合	命令を受け た者	住 所	
			氏 名	
			番号標に標 示されてい る番号	
	措置 の場合	措置に係る 物件の(占 有者・所有 者・管理者)	住 所	
			氏 名	
			番号標に標 示されてい る番号	

5 (命令・措置)の内容	
6 (命令・措置)を行った場所の前後の状況	
7 備 考	

- 備考 1 5には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。
2 ()内については、該当するものを○で囲むこと。
3 破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を貼付すること。
4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。

用紙の大きさは、A4とする。

第8 融資等

1 災害弔慰金の支給等

区分	災害弔慰金の支給	災害障害見舞金の支給	災害援護資金の貸付	被災者生活再建支援金																																		
適応災害規模 (自然災害のみ)	(1) 一つの市町村で住家の滅失した世帯が5以上の場合 (2) 県内で5以上の世帯の居住が滅失した市町村が3以上存在する場合 (3) 県内で災害救助法が適用された場合 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合	災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一災害の場合	県内で災害救助法が適用された場合	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における災害 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における災害 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)の区域における災害 ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る)の区域における災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住家全壊被害が発生した市町村(人口が10万人未満に限る)、2世帯以上の住家全壊被害が発生した市町村(人口が5万人未満に限る)の区域における災害																																		
支給又は貸付の対象	(1) 災害により死亡した者の遺族 (2) 災害のやんだ後3ヶ月間その生死がわからない者の遺族 (3) 遺族の順位 ア 配偶者 イ 子 ウ 父母 エ 孫 オ 祖父母	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼及び言語の機能を廃した もの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの (9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が上記と同程度以上と認められるもの	市町村民税にかかる総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、長期譲渡所得、短期譲渡所得の金額の合計額が世帯に属する者1人の場合220万円、2人の場合430万円、3人の場合620万円、4人の場合730万円、5人以上の場合730万円に世帯全員が4人を超えて1人増加することに30万円を加算した額(ただし住居が滅失した場合は、1,270万円)以下の世帯で次の被害を受けた世帯主 (1) 世帯主が災害により療養期間が1月以上を要する負傷を負った場合 (2) 住家の全壊 半壊 (3) 家財の価値の1/3以上の損害	自然災害により (1) 居住する住宅が、全壊(全焼、全流出)した世帯 (2) 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯																																		
支給又は貸付額	(1) 死亡者が災害弔慰金を受ける世帯の生計を維持していた場合 500万円 (2) その他の場合 250万円	(1) 障害者が障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった当時において、その者の属する世帯の生計を主として維持していた場合 250万円 (2) その他の場合 125万円	①世帯主の1月以上の負傷150万円 ②家財の1/3以上の損害150万円 ③住居の半壊 170万円 ④住居の全壊 250万円 ⑤住居の滅失 350万円 ⑥①と②が重複した場合 250万円 ⑦①と③が重複した場合 270万円 ⑧①と④が重複した場合 350万円 ※被災した住家を建て直すに際し、その住家の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 ③の場合 250万円 ④又は⑦の場合 350万円	支給額は下表のとおり(単位:万円) 《複数世帯(世帯の構成員が複数)の場合》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊</td> <td>建設・購入</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊</td> <td>建設・購入</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> 《単数世帯(世帯の構成員が単数)の場合》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊</td> <td>建設・購入</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊</td> <td>建設・購入</td> <td>187.5</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	住宅の再建方法	支給限度額	全壊	建設・購入	300	補修	200	賃借	150	大規模半壊	建設・購入	250	補修	150	賃借	100	住宅の被害程度	住宅の再建方法	支給限度額	全壊	建設・購入	225	補修	150	賃借	112.5	大規模半壊	建設・購入	187.5	補修	112.5	賃借	75
住宅の被害程度	住宅の再建方法	支給限度額																																				
全壊	建設・購入	300																																				
	補修	200																																				
	賃借	150																																				
大規模半壊	建設・購入	250																																				
	補修	150																																				
	賃借	100																																				
住宅の被害程度	住宅の再建方法	支給限度額																																				
全壊	建設・購入	225																																				
	補修	150																																				
	賃借	112.5																																				
大規模半壊	建設・購入	187.5																																				
	補修	112.5																																				
	賃借	75																																				
財源	国2/4、県1/4 市町村1/4	国2/4、県1/4 市町村1/4	国2/3県1/3 → 市町村へ無利子貸付	被災者生活再建支援基金(公益財団法人都道府県センター管理) 1/2 国1/2																																		
その他			[償還] 借受人 → 市町村 3年措置を含む10年償還、利率は3%以内で市町村の条例で定める率 市町村 → 県11年で償還 → 国12年で償還 (申請) 借受人→市町村、災害発生の日の属する月の翌月から起算して3月以内																																			

2 生活福祉資金及び母子福祉資金等の貸付方法

(1) 生活福祉資金の福祉資金

ア 福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）

（ア）貸付限度額の目安

1世帯当り 150万円以内

（イ）償還期限

据置期間（6月以内）経過後7年以内

（ウ）貸付利率

連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%

（エ）申込期間

被災日の属する月の翌月1日から6ヶ月以内

イ 緊急小口資金（被災によって必要となる生活費）

（ア）貸付限度額の目安

1世帯当り 10万円以内

（イ）償還期限

据置期間（2月以内）経過後12月以内

（ウ）貸付利率

連帯保証人不要：無利子

(2) 母子父子寡婦福祉資金

ア 事業開始資金

（ア）貸付限度額 285万円

（イ）償還期限 7年以内

（ウ）利率 保証人あり：無利子、保証人なし：年1.0%

イ 事業継続資金

（ア）貸付限度額 143万円

（イ）償還期限 7年以内

（ウ）利率 保証人あり：無利子、保証人なし：年1.0%

ウ 住宅資金（被災の場合）

（ア）貸付限度額 200万円

（イ）償還期限 7年以内

（ウ）利率 保証人あり：無利子、保証人なし：年1.0%

3 災害時に利用可能な制度資金の概要（農林水産業）

(1) 農業

ア 新たな資金を必要とする場合

※利率は全てH29.4.19現在

◆経営再建等

I 農林漁業セーフティネット資金
融資対象者：担い手農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半を占めている等）
資金使途：災害による被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金 法令に基づく処分等に伴う経営の維持安定に必要な資金 社会的・経済的環境の変化に伴う経営の維持安定に必要な資金
貸付限度額：600万円（特認：年間経営費等の12分の3以内）
償還期間：10年（うち据置3年）以内
貸付利率：0.16%（10年以内）
債務保証：農業信用基金協会による債務保証適用なし
留意事項：市町村長による罹災証明書の添付が必要

◆農業施設・機械等の復旧

II 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧施設））
融資対象者：農業を営む者
資金使途：農業施設・機械等の復旧、果樹の改植又は補植
貸付限度額：事業費の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
償還期間：15年（うち据置3年）以内 果樹の改植又は補植については、25年（うち据置10年）以内
貸付利率：0.16～0.30%
債務保証：農協転貸の場合、農業信用基金協会による債務保証適用あり
留意事項：共同利用施設等の復旧には、農林漁業施設資金（共同利用施設）が利用可
III ①農業近代化資金又は②農業経営基盤強化資金（スーパーL）
融資対象者：①認定農業者及び一般の農業者 ②認定農業者
資金使途：農業施設・機械等の復旧
貸付限度額：①個人1,800万円（特認2億円）、法人2億円 ②個人1.5億円（特認3億円）、法人5億円（特認10億円）
償還期間：①施設15年（うち据置7年）以内、機械7年（うち据置2年）以内 ②25年（うち据置10年）以内
貸付利率：①認定農業者 0.16～0.25% （ただし、特例適用限度額は、個人1,800万円、法人3,600万円） 一般の農業者 0.30 ②0.16～0.30%
債務保証：①農業信用基金協会による債務保証適用あり ②農協転貸の場合、農業信用基金協会による債務保証適用あり
留意事項：農業経営改善計画に基づいて行なう事業に限る

◆農地等の復旧

IV 農業基盤整備資金
融資対象者：土地改良区、土地改良区連合（事業主体になる場合）、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者、農業を営む者等がその構成員又はその出資等をしている法人・団体、農業振興法人
資金使途：農地等の復旧
貸付限度額：貸付けを受ける者が負担する額
償還期間：25年（うち据置10年）以内
貸付利率：0.16～0.30%
債務保証：農協転貸の場合、農業信用基金協会による債務保証適用あり

◆償還条件の緩和等

I 農業近代化資金

法定償還期限（据置期限）内で、据置期間の延長、中間据置の設定、償還期間の延長、返済金の一部繰延べ措置をとることが可能。

償還猶予措置については、農協等融資機関の利子補給変更承認申請に基づき、県知事の承認が必要となる。

II 日本政策金融公庫資金

I 同様の措置をとることが可能。

日本政策金融公庫の承認が必要となる。

自立経営体育成資金利子助成の対象となっている場合は、農協等融資機関の利子助成変更承認代理申請に基づき、市町村長及び県知事の承認が必要となる。

III 農業改良資金

（平成22年9月30日までの貸付け）

災害等による農作物の減収量が平年の3割以上で、かつその減収による損失額が平年における農業総収入の1割以上となった場合に、支払猶予の措置をとることが可能。

本資金の支払猶予措置は、支払い期限を1年繰延べ、次年度の償還時に2年分償還することとなる。

支払猶予措置については、支払猶予申請に基づき、県知事の承認が必要となる。

（平成22年10月1日からの貸付け）

日本政策金融公庫の基準による。

IV 就農支援資金

法定償還期限（据置期限）内で、据置期間の延長、償還期間の延長、返済金の一部繰延べ措置をとることが可能。

償還猶予措置

＜就農研修資金・就農準備資金＞

（財）熊本県農業後継者育成基金に就農支援資金償還猶予申請を行い、承認を受ける必要がある。

＜就農施設等資金＞

農協に就農支援資金償還猶予申請を行い、承認を受ける必要がある。なお、農協の承認は、農協からの就農支援資金貸付金償還猶予申請に基づく県知事の決定を受けて行われる。

V 農業経営負担軽減支援資金（農家負担軽減支援特別資金）

災害等による損失額が平年における農業総収入の1割以上となった場合に、法定償還期限（据置期限）内で、据置期間の延長、中間据置の設定、償還期間の延長、返済金の一部繰延べ措置をとることが可能。

償還猶予措置については、利子補給変更承認申請に基づき、県知事の承認が必要となる。

(2) 林業

ア 新たな資金を必要とする場合

※利率は全てH29.4.19現在

◆経営再建等

I 農林漁業セーフティネット資金	
融資対象者	担い手農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半を占めている等）
資金用途	災害による被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金 法令に基づく処分等に伴う経営の維持安定に必要な資金 社会的・経済的環境の変化に伴う経営の維持安定に必要な資金
貸付限度額	600万円（特認：年間経営費等の12分の3以内）
償還期間	10年（うち据置3年）以内
貸付利率	0.16%（10年以内）
債務保証	農業信用基金協会による債務保証適用なし
留意事項	市町村長による罹災証明書の添付が必要

◆林業施設・機械等の復旧

II 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧施設））	
融資対象者	農業を営む者
資金用途	農業施設・機械等の復旧、果樹の改植又は補植
貸付限度額	事業費の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
償還期間	15年（うち据置3年）以内 果樹の改植又は補植については、25年（うち据置10年）以内
貸付利率	0.16～0.30%
債務保証	農協転貸の場合、農業信用基金協会による債務保証適用あり
留意事項	共同利用施設等の復旧には、農林漁業施設資金（共同利用施設）が利用可

イ 既存借入金の返済が困難な場合

◆償還条件の緩和等

林業・木材産業改善資金

- 災害により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することが可能。
- 貸付けを受けた機関の窓口を支払猶予申請。内容が適当と認められるときに償還金の支払猶予の決定する。

4 被災中小企業者に対する融資

(1) 一般災害の場合の対策

ア 政府系金融機関における取扱いの弾力化

中小企業の災害復旧を図るためには、まずなによりも円滑な資金の確保が重要である。このため、政府系金融機関において、貸付限度の引上げ、貸付期間及び据置期間の延長等を内容とする特別貸付制度を設けて簡易迅速な融資を行うとともに、既往貸付金の償還猶予についても弾力的な取扱いを行っている。

イ 小規模企業者等設備導入資金の償還免除

災害等のため、小規模企業者等設備導入資金の貸付等を受けて設置した設備が滅失した場合、経済産業大臣の承認を受けて、貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(2) 激甚災害指定の場合の対策

激甚災害指定の場合は、上記措置に加えて次の措置が講じられる。

ア 信用保険の特例(12条)

災害関係保証の促進を図るため、保険制度を別枠とし、普通保険のてん補率を引上げ、保険料率を引き下げる保険の特例が適用される。

		一 般	災 害 特 例
限 度	普通保険	20,000万円	別枠 20,000万円
	無担保 "	8,000万円	別枠 8,000万円
	特別小口 "	2,000万円	別枠 2,000万円
てん補率	普通保険	70%	80%
	無担保 "	80%	80%
	特別小口 "	80%	80%
保険料率	普通保険	年 0.25~1.69%	年 0.41%
	無担保 "	年 0.25~1.69%	年 0.41%
	特別小口 "	年 0.40%	年 0.19%

イ 激甚災害法14条(共同利用施設の災害復旧資金に対する補助)の規定は、34年伊勢湾災害のときの特別法により実施された前例をとり入れたものであるが、その後共同施設被害にさしたるものがなかった等の理由により適用されていない。

ウ 政府系金融機関の低利融資

日本政策金融公庫は閣議決定により被災中小企業に対して特利を適用する。

区 分	日本政策金融公庫	
	中小企業事業	国民生活事業
貸付限度	直別枠1億5,000万円 代別枠7,500万円	直別枠3,000万円 代別枠1,500万円
貸付期間	運 転 10年以内 設 備 15年以内	適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる ※普通貸付を適用した場合は10年以内
据置期間	運 転 2年以内 設 備 2年以内	適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる ※普通貸付を適用した場合は2年以内
担 保	被災状況に応じ弾力的に対応	被災状況に応じ弾力的に対応
貸付利率	基準利率（特別利率が適用される場合あり）	基準利率（特別利率が適用される場合あり）

（注）日本政策金融公庫の貸付対象は、日本政策金融公庫法第2条に定める中小企業者であって、指定災害により被害を受けたもの。

被害証明書

事業所名 _____

事務所所在地 _____

事業主名 _____

事業種類 _____

被害年月日

被害の名称

被害状況

1. 事業所

全壊、流失、半壊、床上浸水、その他（ ）

2. 重要な事業用資産

資産名	被害状況
1	全壊、流失、半壊、床上浸水、その他（ ）
2	〃
3	〃
4	〃

上記のとおり証明をお願いします。

平成 年 月 日

事業主 氏 名

上記のとおり損害を受けたことを証明する。

平成 年 月 日

市町村長 氏 名 印

特 別 被 害 証 明 書

事業所名 _____

事務所所在地 _____

事業主名 _____

事業種類 _____

被害年月日

被害の名称

被害状況

第1表

資産名	被害時の価額	損失額	取得価額	残存価額率
土地	円 (m ³)	円		
建物	円 (m ³)	円		
機械設備	円	円	円	注) 75% 30%
棚卸資産	円	円		
計	円	円		

注) どちらを採用したのか○印をつける。

第2表

	損失額		比
総収入比	円	総収入額 円	%
資産の価額比		資産の価額 円	%

注) 総収入額は税務統計等で確認するものとし、「資産の価額」は、第1表の「被害時の価額」の計の欄の価額とする。

上記のとおり証明をお願いします。

平成 年 月 日

事業主 氏 名

上記のとおり損害を受けたことを証明する。

平成 年 月 日

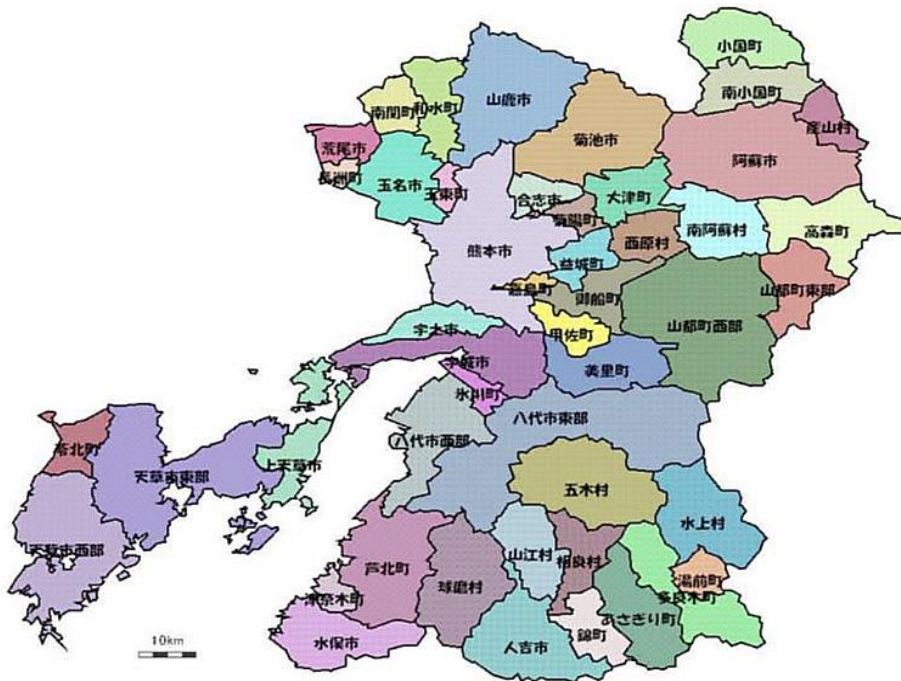
市町村長 氏 名 印

第9 土砂災害

1 土砂災害警戒情報

(1) 発表区域

土砂災害警戒情報は、第1図のとおり市町村単位、八代市、天草市及び山都町は、東部・西部に分割して発表を行う。なお、分割区分は表1のとおりである。



八代市東部	旧坂本村、旧東陽村、旧泉村
八代市西部	旧八代市、旧千丁町、旧鏡町
天草市東部	旧本渡市、旧有明町、旧御所浦町、旧倉岳町、旧栖本町、旧新和町、旧五和町
天草市西部	旧牛深市、旧天草町、旧河浦町
山都町東部	旧蘇陽町
山都町西部	旧矢部町、旧清和村

第1図 発表区域図

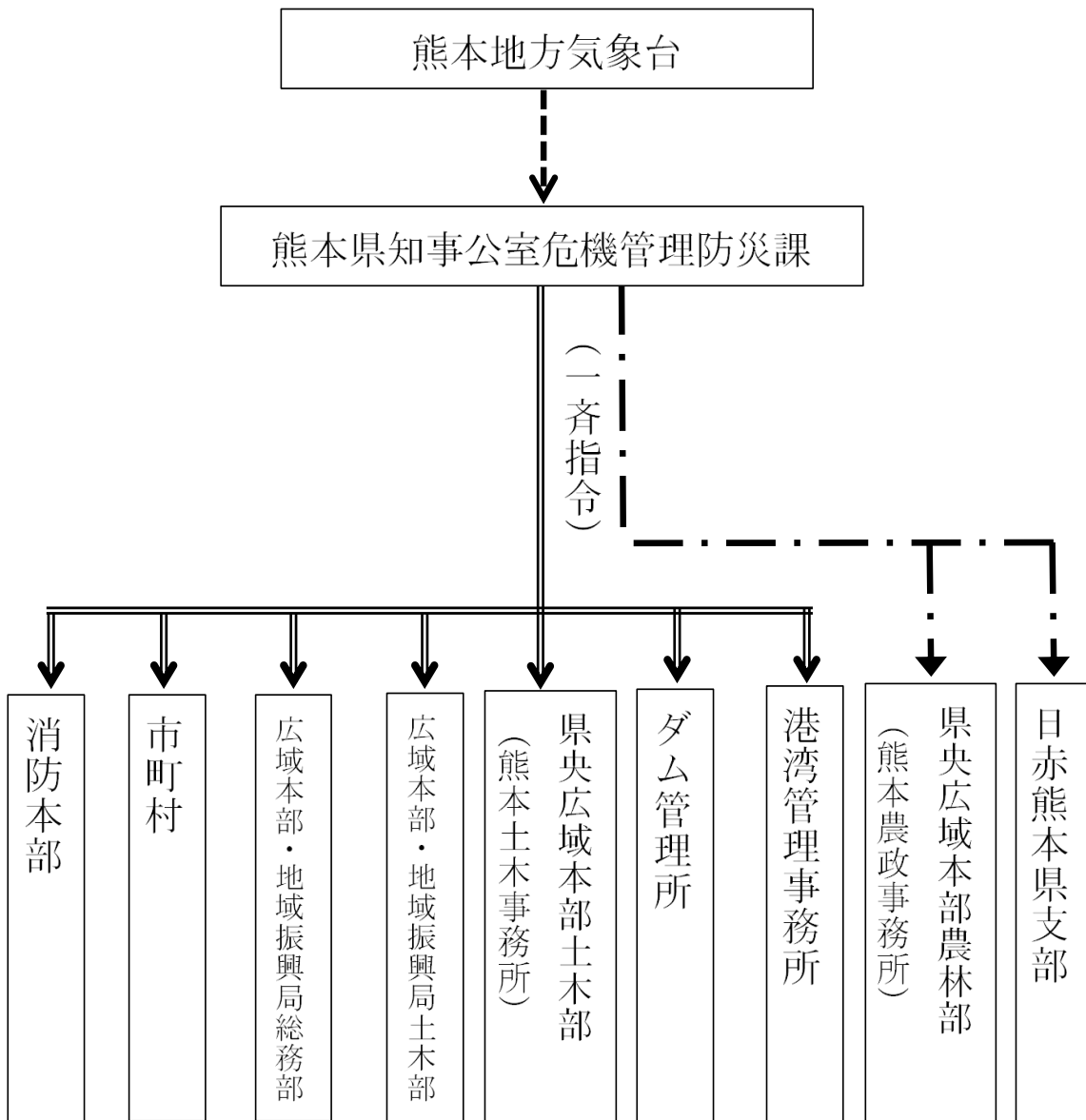
第1表 分割市町の区分

(2) 発表基準

「熊本県土砂災害警戒情報に関する実施要領」（以下「要領」という。）で定める土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ次のとおりとする。

- ①警戒基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて要領で示す基準に達したときとする。なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、熊本県と熊本地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。
- ②警戒解除基準は、要領で示す基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、熊本県土木部と熊本地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。
- ③地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、熊本県土木部と熊本地方気象台は要領に基づき、暫定基準を用いるものとする。

図3 土砂災害警戒情報の伝達系統図



(注) ①地域振興局及び熊本土木事務所においては、管内市町村への警戒を促すこと。

② ----- は、専用回線

==== は、防災情報ネットワークまたは防災行政無線

- . - . は、防災行政無線

(3) 土砂災害警戒情報 (例)

熊本県土砂災害警戒情報 第〇号

令和〇年〇月〇日 〇時〇分

熊本県 熊本地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

熊本市*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、土砂災害警戒区域等では命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報【土砂災害】】。市町村から発令される避難勧告などの情報に留意し、土砂災害警戒区域および崖の近くや谷の出口にお住まいの方などは、安全な場所への速やかな避難を心がけてください。

【補足情報】

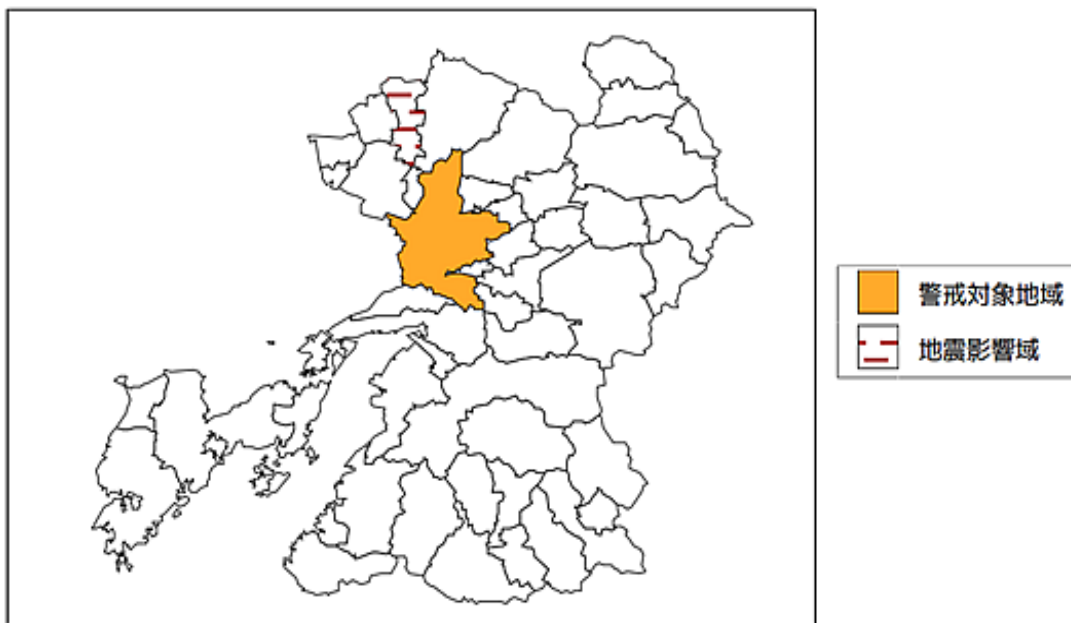
市町村内で危険度が高まっている区域は、熊本県や気象庁のホームページ等でも確認できます。

熊本県「防災情報くまもと」

<https://portal.bousai.pref.kumamoto.jp/?l=53-0>

気象庁「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>



問い合わせ先
096-333-2553（熊本県土木部河川港湾局砂防課）
096-352-0345（熊本地方気象台）

第10 ヘリポート発着場基準

(注) 次の発着基準により夜間使用の場合をもとに、大・中又は小と区分する。
 ただし、昼間、小型機の使用のみが可能なところについては、○とする。

区分		昼間使用	夜間使用
項目			
発着場基準	小型		
	中型		
	大型		

(注) 発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点
 無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域

第11 災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）の状況

1 災害拠点病院の指定状況（令和2年2月13日現在）

（1）災害拠点病院とは

熊本県では平成7年の阪神・淡路大震災を教訓とし、災害時の医療体制を確保するため、平成8年度以降、災害拠点病院の整備を図ってきました。

具体的には、下表のとおり、

「地域災害拠点病院」二次保健医療圏毎に1～3か所

「基幹災害拠点病院」県全体を包括する病院として1か所指定しています。

（地域災害拠点病院）

二次保健医療圏	医療機関名	所在地	病床数	指定年月日
熊本・上益城	①熊本医療センター	熊本市中央区二の丸1-5	550	H21.3.31
	②済生会熊本病院	熊本市南区近見5-3-1	400	H 8.12.27
	③矢部広域病院	上益城郡山都町下馬尾204	85	H 9.3.27
宇城	④宇城総合病院	宇城市松橋町久具691	204	H11.3.3
有明	⑤公立玉名中央病院	玉名市中1950	302	H 9.3.27
	⑥荒尾市民病院	荒尾市荒尾2600	274	R 2.2.13
鹿本	⑦山鹿市民医療センター	山鹿市山鹿511	201	H 8.12.27
菊池	⑧川口病院	菊池市隈府823-1	60	H12.7.17
阿蘇	⑨阿蘇医療センター	阿蘇市黒川1266	124	H 8.12.27
八代	⑩熊本労災病院	八代市竹原町1670	410	H 8.12.27
芦北	⑪水俣市立総合医療センター	水俣市天神町1-2-1	401	H 8.12.27
球磨	⑫人吉医療センター	人吉市老神町35	252	H 8.12.27
天草	⑬天草中央総合病院	天草市東町101	155	H 8.12.27
	⑭上天草総合病院	上天草市龍ヶ岳町高戸1419-19	195	H11.3.3

（基幹災害拠点病院）

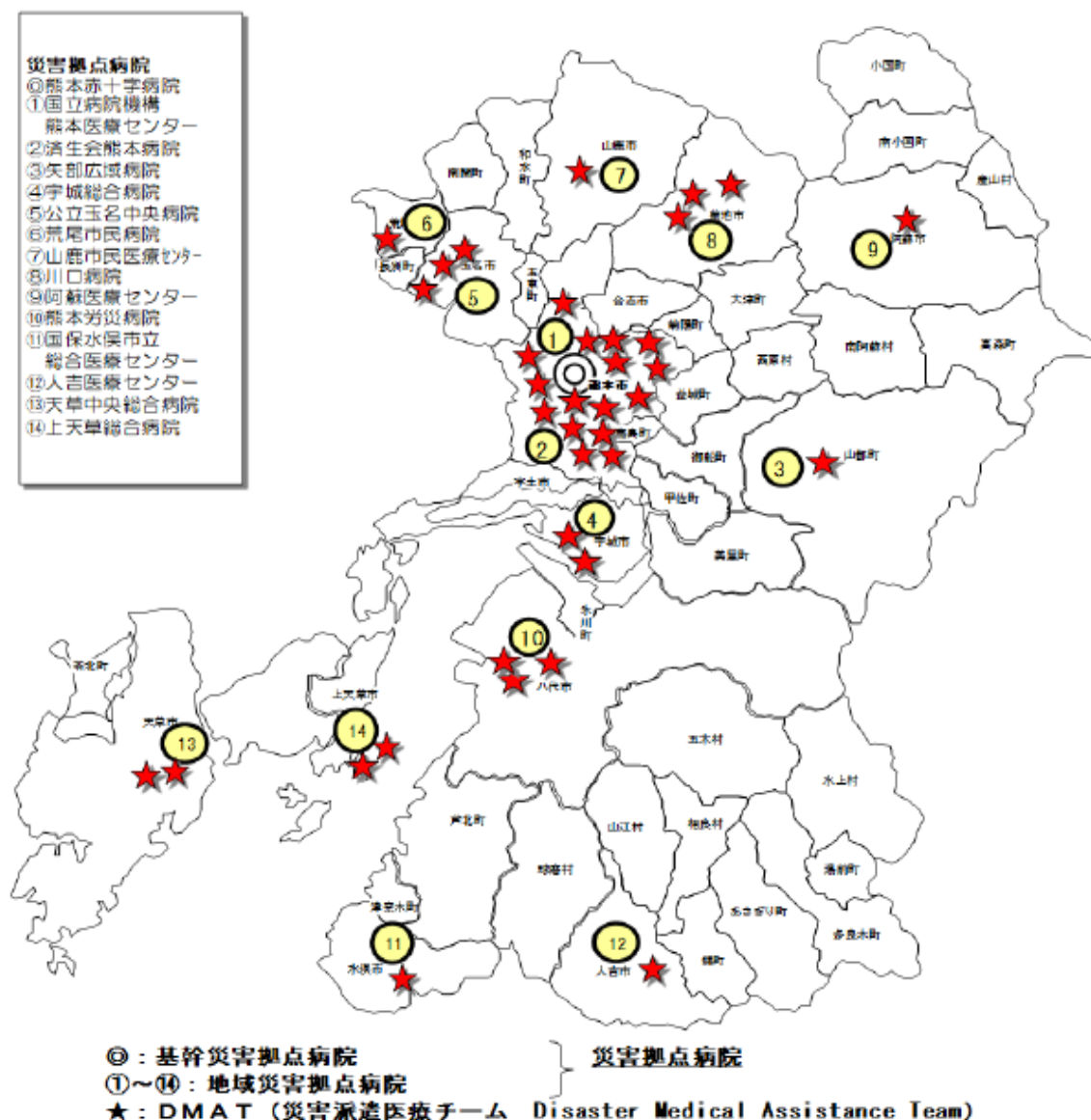
二次保健医療圏	医療機関名	所在地	病床数	指定年月日
全圏域	◎熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南2-1-1	490	H 9.3.27

（2）災害拠点病院が有すべき機能

- ①災害時に多数発生する重症患者への医療を行うための高度な診療機能
- ②被災地からの患者の受入、搬出を行う広域搬送機能
- ③自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- ④地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能
- ⑤基幹災害拠点病院は、災害医療に関する訓練・研修機能

災害医療圏と災害拠点病院・DMATの現況

災害医療圏：県全体



※熊本DMAT指定病院

医療機関名	子一人数	H25年度末 目標チーム数
熊本赤十字病院	6	
熊本医療センター	4	
済生会熊本病院	4	
熊本大学病院	2	
矢部広域病院	1	
宇城総合病院	2	
公立玉名中央病院	3	
荒尾市民病院	1	
山鹿市民医療センター	1	
川口病院	3	
阿蘇医療センター	1	
熊本労災病院	3	
水俣市立総合医療センター	1	
人吉医療センター	1	
天草中央総合病院	2	
上天草総合病院	2	
合計（16病院）	37	54

DMATとは、大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームです。阪神淡路大震災では、多くの傷病者が発生し医療の需要が拡大する一方、ライフラインの途絶、医療従事者の確保の困難などにより被災地域内で十分な医療も受けられずに死亡した、いわゆる「防ぎ得る災害死」が大きな問題として取り上げられました。

このような災害に対して、専門的な訓練を受けた医療チームが速やかに被災地に入り、被災地での緊急治療や病院支援を行いつつ、被災地で発生した多くの傷病者を被災地域外の適切な医療機関に搬送できれば、死亡や後遺症の減少が期待できます。

なお、災害拠点病院は、DMATを保有することが要件とされています（基幹災害拠点病院は複数のDMAT）。

第12 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の状況

1 災害派遣精神医療チーム（DPAT）とは

自然災害等が発生した場合に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームの事です。

※DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)

2 協定の締結（締結日 平成29年6月28日）

公益社団法人熊本県精神科協会の協力を得て、県内の精神科病院と、被災地への派遣に備えた、それぞれの役割、活動内容、派遣費用の負担等についての協定を締結した。（先遣隊7チーム、後続隊18チーム）

熊本県災害派遣精神医療チーム「熊本DPAT」登録一覧

NO	医療機関名	先遣隊	後続隊	備考
1	医療法人信和会 城ヶ崎病院		1	チーム構成 精神科医、看護師、業務調整員を基本とする。必要に応じて児童精神科医、薬剤師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者などを加わる。
2	医療法人洗心会 荒尾こころの郷病院		0	
3	独立行政法人国立病院機構 菊池病院		1	活動期間 1チームの活動期間は、1週間（移動日2日・活動日5日）を標準とし、必要があれば一つの都道府県等が数週間～数か月継続して派遣する。
4	社会医療法人芳和会 菊陽病院		0	
5	医療法人高森会 阿蘇やまなみ病院		1	先遣隊と後続隊 DPATのうち、発災から概ね48時間以内に、被災した他都道府県においても活動できるチームを、先遣隊と定義している。
6	医療法人社団松本会 希望ヶ丘病院	1		
7	社会医療法人ましき会 益城病院	1	1	注意事項 熊本大学、荒尾こころの郷病院、菊陽病院、あおば病院、みずほ病院は、チームとしての登録ではなく、派遣可能な医師や看護師の登録を行っている。
8	医療法人社団明心会 あおば病院		0	
9	医療法人社団平成会 平成病院		1	1
10	医療法人山田会 八代更生病院		1	
11	医療法人正仁会 みずほ病院		0	2
12	医療法人精翠会 吉田病院		1	
13	熊本大学医学部附属病院		0	2
14	熊本県病院局 熊本県立こころの医療センター	1		
15	一般財団法人吉仁会 くまもと青明病院		1	1
16	医療法人仁木会 ニキハーティーホスピタル		2	
17	医療法人明和会 くまもと悠心病院		1	1
18	独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター		1	
19	医療法人健生会 明生病院		2	2
20	医療法人富尾会 桜が丘病院	2	2	
21	特定医療法人佐藤会 弓削病院	1	1	1
22	医療法人敬愛会 城山病院		1	
23	熊本県精神保健福祉センター	1		
計		7	18	

第13 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）の状況

1 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）

災害発生時において、高齢者や障がい者等の要配慮者が、避難所等において十分なケアが受けられずに生活に支障をきたすことが想定されることから、これらの要配慮者を支援する介護福祉士などの専門職で構成するチームです。

DCAT（Disaster Care Assistance Team）

2 協定の締結（締結日：平成24年12月27日）

発災後速やかにチームを派遣できるよう、次の団体と協定を締結し、派遣する専門職を事前に登録しています。

- 熊本県老人福祉施設協議会
- 一般社団法人熊本県老人保健施設協会
- 熊本県療養病床施設連絡協議会
- 熊本県地域密着型サービス連絡会
- 公益社団法人熊本県精神科協会
- 熊本県身体障害児者施設協議会
- 熊本県知的障がい者施設協会

区分	型	目的	派遣時期	主な活動場所 (形態)	人数 (活動期間)	チーム構成[基本形] 【職種(人数)】	登録数 (H30.5現在)
先遣隊	ニーズ把握型	福祉ニーズの把握	概ね発災後3日以内	避難所ほか (巡回)	4人程度 (1~3日)	・医師(1)、保健師(1)、事務職等(1) ・その他専門職(1) ※介護支援専門員、社会福祉士、理学療法士など	210名 (介護支援専門員 ・生活相談員 ・社会福祉士 ・理学療法士 ・作業療法士 ・医師 ・看護師 等)
	トリアージ型	福祉的トリアージの実施			6人程度 (1~3日)	・医師(1)、保健師(1)、事務職等(1) ・その他専門職(3) ※社会福祉士、理学療法士、介護福祉士など	
支援隊	巡回型	・福祉サービスの提供 ・廃用症候群の予防	概ね発災後4日~3週間以内	福祉避難所ほか (常駐)	4~5人程度 (5日間程度)	・介護福祉士(1) ・看護師(1) ・理学療法士又は作業療法士(1) ・社会福祉士又は精神保健福祉士(1) ・その他専門職(1)	410名 (介護福祉士 ・精神保健福祉士 ・生活相談員 ・社会福祉士 ・理学療法士 ・作業療法士 ・医師 ・看護師 等)
	常駐型	福祉サービスの提供			県が必要と認める人数 (5日間程度)	・県が必要と認める職種	

第15 あさぎり町重要防災区域

1 重要水防区域一覧表（国管理区間）

①〔Aランク〕……水防上最も重要な個所で、洪水が堤防を越える恐れがある個所。
または、川満杯に洪水が流れた時に堤防が壊れる恐れのある（堤防の大きさが不足している）個所。

河川名	地先名	位置	延長	備考
球磨川	あさぎり町中島	右岸:81k540		才和田用水機取水樋門

②〔Bランク〕……水防上重要な個所で、洪水を安全に流せる堤防の高さに余裕がない個所。
または、堤防の大きさに余裕がない個所。

河川名	地先名	位置	延長	備考
球磨川	あさぎり町深田		75k480	河道断面不足〔明廿橋〕
球磨川	あさぎり町川瀬	左岸	78k700~78k800	110m 越水（溢水）B
球磨川	あさぎり町川瀬	左岸	78k800~79k000	190m 越水（溢水）B、 基礎地盤漏水B
球磨川	あさぎり町川瀬		78k820	桁下高不足〔川瀬橋〕
球磨川	あさぎり町川瀬	左岸	79k000~79k310	380m 越水（溢水）B
球磨川	あさぎり町川瀬	左岸	79k500~79k900	287m 越水（溢水）B
球磨川	あさぎり町川瀬	左岸	80k040~80k080	40m 越水（溢水）B、 水衝・洗掘B
球磨川	あさぎり町川瀬		80k050	河道断面不足〔中島橋〕

③〔要注意〕……新しく堤防を作った個所で、完成後3年未満の個所。または、過去に堤防が壊れた跡、昔川が流れていた個所。

河川名	地先名	位置	延長	備考
球磨川	あさぎり町庄屋	右岸	76k300~76k400	100m 旧川跡
球磨川	あさぎり町庄屋	右岸	77k170~77k220	50m 旧川跡
球磨川	あさぎり町庄屋	右岸	77k790~77k850	60m 旧川跡
球磨川	あさぎり町川瀬	左岸	79k310~79k350	40m 旧川跡

2 重要水防区域一覧表(県管理区間)

重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Aランク)							
番号	水系名	河川名	振興局名	地 先 名		延長(m)	危険状況
1	球磨川	免田川	球磨振興局	あさぎり町上 ~		右岸 703 左岸 0	堤防高不足
2	球磨川	阿蘇川	球磨振興局	あさぎり町阿蘇 ~		右岸 302 左岸 302	堤防高不足
3	球磨川	銅山川	球磨振興局	あさぎり町深田西	~ あさぎり町深田西	右岸 300 左岸 300	堤防高不足 堤防断面不足

重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Bランク)								
番号	水系名	河川名	振興局等名	地 先 名		延長(m)	危険状況	水防工法
1	球磨川	井口川	球磨振興局	あさぎり町免田 ~		右岸 0 左岸 330	堤防高不足	積み土のう工
2	球磨川	柳橋川	球磨振興局	あさぎり町須恵 ~		右岸 0 左岸 600	堤防断面不足	積み土のう工
3	球磨川	田頭川	球磨振興局	あさぎり町深田東 ~		右岸 1,400 左岸 1,400	堤防高不足	積み土のう工
4	球磨川	免田川	球磨振興局	あさぎり町免田西	~ あさぎり町上西	右岸 1,100 左岸 1,100	堤防高不足	積み土のう工

重要水防区間一覧表〔河川の部〕(Cランク)								
番号	水系名	河川名	振興局名	地 先 名		延長(m)	危険状況	水防工法
1	球磨川	宮川内川	球磨振興局	あさぎり町上西 ~		右岸 150 左岸 150	洗掘	積み土のう工
2	球磨川	柳橋川	球磨振興局	あさぎり町須恵	~	右岸 20 左岸 0	破堤	積み土のう工
3	球磨川	免田川	球磨振興局	あさぎり町上南	~	右岸 0 左岸 50	破堤	積み土のう工

3 道路危険箇所

一般県道	要対策	カルテ監視
皆越免田線	5箇所	1箇所

主要地方道	要対策	カルテ監視
人吉水上線		1箇所

4 土砂災害警戒区域等指定箇所

区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等 警戒 特別警戒		告示番号	告示年月日	備考
	市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
1 永山1 (502-1-001)	あさぎり町	上東	土石流	○	○	熊本県告示第334号	平成23年3月25日	
2 西平2 (502-1-002)	あさぎり町	上西	土石流	○	○	熊本県告示第334号	平成23年3月25日	
3 清願寺2 (502-1-003)	あさぎり町	上西	土石流	○	○	熊本県告示第334号	平成23年3月25日	
4 麓2 (502-1-004)	あさぎり町	上南	土石流	○	○	熊本県告示第334号	平成23年3月25日	
5 麓1 (502-1-005)	あさぎり町	上南	土石流	○	○	熊本県告示第334号	平成23年3月25日	
6 上永里 (502-1-006)	あさぎり町	上西	土石流	○	○	熊本県告示第334号	平成23年3月25日	
7 永山2 (502-2-001)	あさぎり町	上東	土石流	○	○	熊本県告示第334号	平成23年3月25日	
8 清願寺1 (502-2-002)	あさぎり町	皆越	土石流	○	○	熊本県告示第334号	平成23年3月25日	
9 宮原谷 (504-2-001)	あさぎり町	岡原北	土石流	○	○	熊本県告示第334号	平成23年3月25日	
10 立野 (504-2-002)	あさぎり町	岡原南	土石流	○	○	熊本県告示第334号	平成23年3月25日	
11 平山2 (508-1-001)	あさぎり町	須恵	土石流	○	○	熊本県告示第334号	平成23年3月25日	
12 平山1 (508-2-001)	あさぎり町	須恵	土石流	○	○	熊本県告示第334号	平成23年3月25日	
13 平山3 (508-2-002)	あさぎり町	須恵	土石流	○	○	熊本県告示第334号	平成23年3月25日	
14 中の谷 (508-2-003)	あさぎり町	須恵	土石流	○	○	熊本県告示第334号	平成23年3月25日	
15 鷺巣2 (509-2-001)	あさぎり町	深田西	土石流	○	○	熊本県告示第334号	平成23年3月25日	
16 鷺巣1 (509-2-002)	あさぎり町	深田西	土石流	○	○	熊本県告示第334号	平成23年3月25日	
17 上永里-2 (502-1001)	あさぎり町	上西	土石流	○	○	熊本県告示第334号	平成23年3月25日	
18 清願寺A(湯本A) (502-1-001)	あさぎり町	上西 上東	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
19 中村-1 (502-1-002-1)	あさぎり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
20 中村-2 (502-1-002-2)	あさぎり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
21 中村-3 (502-1-002-3)	あさぎり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
22 上B (502-2-001)	あさぎり町	上西 上東	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
23 清願寺B (502-2-002)	あさぎり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
24 立野-1 (502-2-003-1)	あさぎり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
25 立野-2 (502-2-003-2)	あさぎり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
26 立野-3 (502-2-003-3)	あさぎり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
27 谷-1 (502-2-004-1)	あさぎり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
28 谷-2 (502-2-004-2)	あさぎり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
29 岡留 (503-2-001)	あさぎり町	免田西	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
30 岡麓A (504-2-001)	あさぎり町	岡原南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
31 岡麓C (504-2-003)	あさぎり町	岡原南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
32 宮麓A (504-2-004)	あさぎり町	岡原北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
33 宮麓B-1 (504-2-005-1)	あさぎり町	岡原北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
34 宮麓B-2 (504-2-005-2)	あさぎり町	岡原北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示年月日	告示番号	備考
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
35	宮麓C-1 (504-2-006-1)	あさぎり町	岡原北	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
36	宮麓C-2 (504-2-006-2)	あさぎり町	岡原北	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
37	岡本 (504-2-007)	あさぎり町	岡原南	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
38	平山(上平山)-1 (508-1-001-1)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
39	平山(上平山)-2 (508-1-001-2)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
40	平山(上平山)-3 (508-1-001-3)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
41	上阿蘇(谷川) (508-1-002)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
42	阿蘇(上阿蘇)-1 (508-1-003-1)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
43	阿蘇(上阿蘇)-2 (508-1-003-2)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
44	覚井(北瀬)-1 (508-1-004-1)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
45	覚井(北瀬)-2 (508-1-004-2)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
46	覚井(北瀬)-3 (508-1-004-3)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
47	平山A (508-2-001)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
48	平山B (508-2-002)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
49	松尾A (508-2-003)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
50	湯原 (508-2-004)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
51	屯所 (508-2-005)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
52	浜ノ上 (508-2-007)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
53	上里(下里A)-1 (509-1-001-1)	あさぎり町	深田東	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
54	上里(下里A)-2 (509-1-001-2)	あさぎり町	深田東	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
55	鷺巣C (509-2-002)	あさぎり町	深田西	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
56	鷺巣A (509-2-003)	あさぎり町	深田西	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
57	鷺巣D (509-2-004)	あさぎり町	深田西	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
58	荒茂A (509-2-005)	あさぎり町	深田北	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
59	荒茂B (509-2-006)	あさぎり町	深田北	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
60	荒茂C (509-2-007)	あさぎり町	深田北	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
61	植深田(B) (509-2-008)	あさぎり町	深田東	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
62	植深田(A) (509-2-009)	あさぎり町	深田東	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
63	北A(内山D)-1 (509-2-010-1)	あさぎり町	深田東	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
64	北A(内山D)-2 (509-2-010-2)	あさぎり町	深田東	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
65	内山B(下里B) (509-2-011)	あさぎり町	深田東	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
66	内山A (509-2-012)	あさぎり町	深田東	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
67	北B(内山E) (509-2-013)	あさぎり町	深田東	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
68	北C(内山C) (509-2-014)	あさぎり町	深田東	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
69	下里 (509-2-018)	あさぎり町	深田東	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
70	葦津山 (509-2-019)	あさぎり町	深田西	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	
71	東A(鷺巣E) (509-2-020)	あさぎり町	深田西	急傾斜地の崩壊	〇	〇	平成28年3月25日	熊本県告示第371号	

区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
	市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
72 東B(鶯巣F)-1 (509-2-021-1)	あさざり町	深田西	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
73 東B(鶯巣F)-2 (509-2-021-2)	あさざり町	深田西	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
74 柳の内 (509-2-022)	あさざり町	深田西	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
75 荒茂E (509-1002)	あさざり町	深田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第371号	平成28年3月25日	
76 荒茂川-1 (509-1-001-1)	あさざり町	深田北	土石流	○	○	熊本県告示第372号	平成28年3月25日	
77 荒茂川-2 (509-1-001-2)	あさざり町	深田北	土石流	○	○	熊本県告示第372号	平成28年3月25日	
78 皆越A (502-2-005)	あさざり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
79 皆越B (502-2-006)	あさざり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
80 白髪野 (502-1001)	あさざり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
81 浜の上-1 (508-2-006-1)	あさざり町	須恵	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
82 浜の上-2 (508-2-006-2)	あさざり町	須恵	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
83 浜の上-3 (508-2-006-3)	あさざり町	須恵	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
84 浜の上-4 (508-2-006-4)	あさざり町	須恵	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
	多良木町	多良木						
85 石坂(覚井A) (508-1001)	あさざり町	須恵	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
86 湯原A (508-1002)	あさざり町	須恵	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
87 石坂A (508-1003)	あさざり町	須恵	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
88 永峯-1 (509-1-002-1)	あさざり町	深田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
89 永峯-2 (509-1-002-2)	あさざり町	深田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
90 西A(城A)-1 (509-2-015-1)	あさざり町	深田西	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
91 西A(城A)-2 (509-2-015-2)	あさざり町	深田西	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
92 西A(城A)-3 (509-2-015-3)	あさざり町	深田西	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
93 西A(城A)-4 (509-2-015-4)	あさざり町	深田西	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
94 西B(城B)-1 (509-2-016-1)	あさざり町	深田西	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
95 西B(城B)-2 (509-2-016-2)	あさざり町	深田西	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
96 西C(城C)-1 (509-2-017-1)	あさざり町	深田西	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
97 西C(城C)-2 (509-2-017-2)	あさざり町	深田西	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
98 荒茂D (509-2-023)	あさざり町	深田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
99 城 (509-1001)	あさざり町	深田西	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第1070号	平成28年12月16日	
100 榎田4 (D-502-0001)	あさざり町	上西	土石流	○	○	熊本県告示第491号	令和3年5月25日	
101 秋時2 (D-502-0007)	あさざり町	上西 上南	土石流	○	○	熊本県告示第491号	令和3年5月25日	
102 秋時1 (D-502-0008)	あさざり町	上南	土石流	○	○	熊本県告示第491号	令和3年5月25日	
103 岡麓1 (D-504-0001)	あさざり町	岡原南	土石流	○	○	熊本県告示第491号	令和3年5月25日	
104 立野 (D-504-0010)	あさざり町	岡原南 上東	土石流	○	○	熊本県告示第491号	令和3年5月25日	
105 榎田3 (D-502-0002)	あさざり町	上西	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等 警戒 特別警戒		告示番号	告示年月日	備考	
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒				
106	榎田2	(D-502-0003)	あさぎり町	上西	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
107	上永里5	(D-502-0004)	あさぎり町	上西	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
108	上永里4	(D-502-0005)	あさぎり町	上西	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
109	上永里3	(D-502-0006)	あさぎり町	上西	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
110	谷水薬師	(D-502-0010)	あさぎり町	上西 上南	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
111	麓6	(D-502-0011)	あさぎり町	上西 上南	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
112	麓5	(D-502-0012)	あさぎり町	上西 上南	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
113	麓4	(D-502-0013)	あさぎり町	上西 上南	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
114	麓3	(D-502-0014)	あさぎり町	上西 上南	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
115	西平	(D-502-0015)	あさぎり町	上西 皆越	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
116	清願寺	(D-502-0016)	あさぎり町	上西 上南 上東	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
117	永山	(D-502-0018)	あさぎり町	上東 皆越	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
118	榎田5	(D-502-0019)	あさぎり町 錦町	上西 一武	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	錦町と重複
119	榎田1	(D-502-0020)	あさぎり町	上西	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
120	上永里6	(D-502-0021)	あさぎり町	上西	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
121	岡麓6	(D-504-0003)	あさぎり町	岡原南	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
122	岡麓7	(D-504-0004)	あさぎり町	岡原南	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
123	岡麓2	(D-504-0005)	あさぎり町	岡原南	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
124	岡麓3	(D-504-0006)	あさぎり町	岡原南	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
125	岡麓8	(D-504-0007)	あさぎり町	岡原南	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
126	岡麓9	(D-504-0008)	あさぎり町	岡原南	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
127	岡麓5	(D-504-0009)	あさぎり町	岡原南	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
128	岡麓4	(D-504-0011)	あさぎり町	岡原南	土石流	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
129	清願寺C	(K-502-0003)	あさぎり町	上南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
130	清願寺D	(K-502-0004)	あさぎり町	上東 上南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	

	区域名	市町村	市町村名	町・大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
						警戒	特別警戒			
131	西平A (K-502-0006)	市町村	あさぎり町	上西 皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
132	西平B (K-502-0007)	市町村	あさぎり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
133	西平C (K-502-0010)	市町村	あさぎり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
134	中村B (K-502-0011)	市町村	あさぎり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
135	立野B (K-502-0014)	市町村	あさぎり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
136	立野C (K-502-0015)	市町村	あさぎり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
137	山下 (K-502-0016)	市町村	あさぎり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
138	白髪野B (K-502-0019)	市町村	あさぎり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
139	白髪野C (K-502-0020)	市町村	あさぎり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
140	白髪野D (K-502-0023)	市町村	あさぎり町	皆越	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
141	岡麓D (K-504-0001)	市町村	あさぎり町	岡原南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
142	立野D (K-504-0004)	市町村	あさぎり町	岡原南	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第492号	令和3年5月25日	
143	平山5 (D-508-0006)	市町村	あさぎり町	須恵	土石流	○	○	熊本県告示第493号	令和3年5月25日	
144	柳の内3 (D-509-0009)	市町村	あさぎり町	深田北 深田東	土石流	○	○	熊本県告示第493号	令和3年5月25日	
145	内山 (D-509-0013)	市町村	あさぎり町	深田西 深田東	土石流	○	○	熊本県告示第493号	令和3年5月25日	
146	宮原谷2 (D-504-0002)	市町村	あさぎり町	岡原北	土石流	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
147	奥野川1 (D-504-0013)	市町村	あさぎり町	岡原北	土石流	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
148	奥野川2 (D-504-0014)	市町村	あさぎり町	岡原北	土石流	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
149	阿蘇川 (D-508-0001)	市町村	あさぎり町	須恵	土石流	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
150	平山4 (D-508-0002)	市町村	あさぎり町	須恵	土石流	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
151	中の谷2 (D-508-0003)	市町村	あさぎり町	須恵	土石流	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
152	中の谷3 (D-508-0004)	市町村	あさぎり町	須恵	土石流	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
153	阿蘇川支川 (D-508-0005)	市町村	あさぎり町	須恵	土石流	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
154	平山6 (D-508-0007)	市町村	あさぎり町	須恵	土石流	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
155	松尾 (D-508-0008)	市町村	あさぎり町	須恵	土石流	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
156	鷺巣3 (D-509-0001)	市町村	あさぎり町	深田西	土石流	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
157	鷺巣4 (D-509-0003)	市町村	あさぎり町	深田西	土石流	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
158	鷺巣5 (D-509-0004)	市町村	あさぎり町	深田西	土石流	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
159	柳の内1 (D-509-0006)	市町村	あさぎり町	深田北	土石流	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
160	柳の内2 (D-509-0008)	市町村	あさぎり町	深田北	土石流	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
161	柳の内4 (D-509-0010)	市町村	あさぎり町	深田北 深田東	土石流	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
162	荒茂1 (D-509-0011)	市町村	あさぎり町	深田北	土石流	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
163	荒茂2 (D-509-0012)	市町村	あさぎり町	深田北	土石流	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	

	区域名 (番号)	市町村		自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等 警戒 特別警戒		告示番号	告示年月日	備考
		市町村名	町・大字						
164	下里 (D-509-0014)	あさぎり町	深田西 深田東	土石流	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
165	宮麓D (K-504-0002)	あさぎり町	岡原北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
166	平山C (K-508-0003)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
167	平山D (K-508-0004)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
168	松尾B (K-508-0007)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
169	中ノ谷 (K-508-0008)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
170	湯原B (K-508-0009)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
171	屯所B (K-508-0010)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
172	屯所C (K-508-0011)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
173	屯所D (K-508-0012)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
174	浜ノ上B (K-508-0013)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
175	浜ノ上C (K-508-0015)	あさぎり町	須恵	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
176	新深田A (K-509-0003)	あさぎり町	深田西	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
177	新深田B (K-509-0005)	あさぎり町	深田西	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
178	内山C (K-509-0006)	あさぎり町	深田東	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
179	内山D (K-509-0010)	あさぎり町	深田東	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
10	荒茂F (K-509-0011)	あさぎり町	深田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
11	仁王 (K-509-0012)	あさぎり町	深田北	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
12	植深田(C) (K-509-0016)	あさぎり町	深田東	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第494号	令和3年5月25日	
183	平川 (K-501-0027)	錦町 あさぎり町	木上東 深田西	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第497号	令和3年5月25日	錦町町と重複
184	不易 (D-505-0050)	多良木町 あさぎり町	奥野 岡原北	土石流	○	○	熊本県告示第236号	令和5年3月24日	多良木町と重複
185	松ヶ野 (D-505-0012)	多良木町 あさぎり町	多良木 須恵	土石流	○	○	熊本県告示第237号	令和5年3月24日	多良木町と重複

※指定に係る公示図書については、熊本県土木部河川港湾局砂防課と球磨地域振興局土木部及びあさぎり町役場で縦覧できます。

5 浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧(令和5年5月26日時点)

	施設名称	所在地	浸水想定区域
1	きっずスペース きんいろぼらりす	あさぎり町上西222番地2	球磨川水系 (免田川) 0.5~3.0m未満
2	きづき	あさぎり町上西128番8	球磨川水系 (免田川) 0.5m未満
4	専立寺こども園	あさぎり町岡原南868	球磨川水系 (井口川) 0.5m未満
5	翠光園	あさぎり町深田東410	球磨川水系 (銅山川) 3.0m~5.0m

6 浸水想定区域内(内水氾濫)における要配慮者利用施設一覧(令和5年5月26日時点)

	施設名称	所在地	浸水想定区域
1	特養あさぎりホーム	あさぎり町岡原南77番地1	百太郎溝

第16 令和4年度消防団危険箇所調査報告書

No.	危険箇所名	行政区	状 況	備考	対応状況
1	上小学校裏	井上	大雨時に土砂災害の恐れあり。	第1分団	大雨時要注意
2	赤城奉文宅から南の山	上永里	現在、県が調査中とのこと	第1分団	大雨時要注意
3	山里寅生氏宅前	上永里	大雨時に土砂災害の恐れあり。	第1分団	大雨時要注意
4	橋口勇次氏宅横の溝	上永里	大雨時に溝の越水による浸水の恐れあり	第1分団	大雨時要注意
5	丸山セツ子氏宅横の溝	永里	大雨時に溝の越水による浸水の恐れあり(過去に床下浸水あり)	第1分団	大雨時要注意
6	末広幸子氏宅横の溝	永里	大雨時に溝の越水による浸水の恐れあり(過去に床下浸水あり)	第1分団	大雨時要注意
7	大童ミエカ氏宅裏	麓	大雨時に土砂災害の恐れあり。	第1分団	大雨時要注意
8	蓑田泰斗氏宅裏	麓	大雨時に土砂災害の恐れあり。	第1分団	大雨時要注意
9	秋時観音付近	秋時	大雨時に土砂災害の恐れあり。	第1分団	大雨時要注意
10	和泉・上洲・大童・福永・山本宅裏	塚脇	大雨・地震災害時百太郎側に崩れる恐れあり。	第2分団	大雨・地震時要注意
11	並木線沿い溝(榎田・清水・上西交差点付近)	清水	大雨時の増水により、道への氾濫の恐れあり。	第2分団	大雨時要注意
12	宮元氏宅排水溝	清水	豪雨時に幸野溝が溢れたり、排水溝が溢れて宅地内に冠水する恐れあり → 農林振興課 令和5年度に水路改修工事中	第2分団	大雨時要注意
13	恒松哲郎宅裏の水路	堀角	大雨時に宅地内に浸水の恐れあり。	第3分団	大雨時要注意
14	大西定志宅	堀角	大雨時に南稜高校との間の溝が越水し床下浸水の恐れあり。(去年・おとし土糞積出あり)	第3分団	大雨時要注意
15	中村光浩宅	今井	大雨時に宅地へ水路や畑からの浸水の恐れあり	第3分団	大雨時要注意
16	井手工業隣の廃墟	今井	倒壊の危険あり。	第3分団	大雨時要注意
17	JA駐車場脇の側溝	今井	側溝の水流により路肩が崩れてきている。	第3分団	大雨時要注意
18	今井住宅東側の水路	今井	暗渠にゴミがたまり越水の恐れあり(5/12に掃除を実施)	第3分団	大雨時要注意
19	福山タツエ宅脇の水路	今井	大雨時に宅地への浸水の恐れあり	第3分団	大雨時要注意
20	中園昭三宅近辺	柳別府	大雨時に百太郎溝の越水による浸水の恐れあり	第3分団	大雨時要注意
21	久保孝子宅裏	神殿原	大雨時、百太郎溝の氾濫により宅地内に浸水の恐れあり。	第3分団	大雨時要注意
22	難波宅付近	神殿原	大雨時、百太郎溝の氾濫の恐れあり。 ⇒ ※百太郎溝の氾濫対策工事を実施中(農林振興課)	第3分団	大雨時要注意
23	梅田工務店会社、倉庫	永山	昨年の大雨時、2つの幸野溝より氾濫(幸野溝①は法面の決壊、幸野溝②は越流)し、住宅への浸水の被害。	第4分団	大雨時要注意
24	緒方求郎横堤	永山	大雨の際、堤よりオーバーフロー水が濁流となり流れてくる。昨年は、道路法面の崩壊(修復済)。	第4分団	大雨時要注意
25	阿弥陀堂上河川道下	狩所	雨天時道下陥没恐れあり。豪雨時林道からの洗い出し土砂路に流出。	第4分団	大雨時要注意
26	清願寺ダム上流・下流・町道・県道	皆越	路肩多数崩壊 → ※対応することとしている	第4分団	大雨時要注意
27	皆越全域	皆越	側溝の掃除。梅雨前落ち葉処理 → ※毎年、盆・正月前に作業員で清掃している	第4分団	大雨時要注意
28	ダム上流 立野橋 上流250m地点	皆越	土留めの丸太材の損傷が激しく、土砂押し出しの進行がみられる → 建設課 令和4年度から対策工事開始	第4分団	大雨時要注意
29	ダム管理事務所サイド	皆越	擁壁コンクリートのずれ。法面の木が年々大きくなるためヒゲ割れ目立つ。 → ※計測し崩落の恐れなし	第4分団	大雨時要注意 県報告
30	大平橋付近	皆越	倒木による河川土砂堆積の恐れあり。 ⇒ ※R4応急復旧時に撤去済(建設課)	第4分団	大雨時要注意
31	ダム右岸側町道法面	皆越	竹、樹木により、法面ふき付け部分クラックが多く発生し、崩壊の危険あり。 → ※都度、対応することとしている	第4分団	大雨・強風時要注意
32	黒木祐二宅付近法面	皆越	法面の崩壊恐れあり。 → ※都度、対応することとしている	第4分団	大雨時要注意
33	ダム左岸側県道～町道	皆越	至る所に落石あり。 → ※都度、対応することとしている	第4分団	大雨時要注意
34	ダム左右下側道路全般	皆越	法面モルタル吹付けクラックが多く発生し崩壊の危険あり。法尻が押し出している。 → 調査中	第4分団	大雨時要注意
35	ダム右岸電気室横広場	皆越	山側谷排水暗渠ゴミつまり、大雨時道路へ流失。 → ※R2. 排水工事で対応済み	第4分団	大雨時要注意
36	ダム右岸立野橋より上	皆越	竹・樹木等により法面ふき付け部分にクラックが多く発生。崩壊の危険あり → ※R4対策工事予定(建設課)	第4分団	大雨時要注意
37	下流側山下橋上待避所	皆越	待避所下部陥没。 → ※通行しないようにコーンを設置中。状況を注視している	第4分団	大雨時要注意
38	山下橋分岐上(立野方面)	皆越	左側新規クラックあり → ※調査中	第4分団	大雨時要注意
39	神田氏宅裏	皆越	自宅裏について雨天時に崩れあり。(進行している) → ※神田さんは、現在町営住宅へ(建設課)	第4分団	大雨時要注意
40	佐々木邸より宮床杉の間の町道(皆越槻木線)	皆越	道路アスファルト破損、土砂や落葉によるほぼ全線の道路側溝や集水樹の詰まり。雨の影響で道路上を雨水が流れ、アスカーブ破損箇所より下の民家に流れ込む。大雨の際は、土砂崩壊の危険性大。 → ※R2. で舗装補修を行うことしていたが豪雨により被災したため施工できない状況	第4分団	大雨時要注意
41	皆越伸人氏宅上坂道	皆越	坂道下が崩れ、大雨時に更に崩れる恐れあり。 → ※調査中	第4分団	大雨時要注意
42	井口川森田正文宅付近	築地	大雨時に土砂災害の恐れあり	第5分団	大雨時要注意
43	井口川西田橋上流南側(中村氏・椎葉氏宅)	築地	梅雨・台風時に増水した場合、家屋浸水の恐れあり。	第5分団	大雨時要注意
44	善木材付近の排水路	吉井	増水時に排水路が越水して近隣住宅への浸水の恐れあり	第5分団	大雨時要注意
45	松本牧場付近の排水路	吉井	大雨時の増水により道路への氾濫の恐れあり	第5分団	大雨時要注意
46	谷口道場前の道路	吉井	大雨時に道路冠水の恐れあり → 建設課 県道のため要望の必要あり	第5分団	大雨時要注意
47	落合伸司宅脇の水路	吉井	大雨時に宅地内に浸水の恐れあり	第5分団	大雨時要注意
48	ハロ一裏排水路	吉井	大雨時に店舗に浸水の恐れあり。	第5分団	大雨時要注意
49	松本スエ子宅裏	吉井	増水時に排水路が越水して、家屋(床下)浸水の恐れあり。	第5分団	大雨時要注意
50	下道住宅横排水路	吉井	増水時に排水路が越水して、近隣住宅への浸水の恐れあり。	第5分団	大雨時要注意

51	丹後牧場付近の排水路	吉井	大雨・暴風により隣接の竹林が倒れて排水路及び町道を防ぐ恐れあり	第5分団	大雨時要注意
52	養田茂樹氏宅裏坂道	久鹿	法面及び法尻が崩れ、法尻がむき出しになって土砂崩れの恐れあり → 建設課 現地確認済	第6分団	大雨時要注意
53	村崎成道氏宅裏用水路	久鹿	用水路の法面崩壊の恐れあり → 建設課 令和4年度に町道修繕で一部法面に張コンクリート施工予定	第6分団	大雨時要注意
54	澤田住宅横	二子	盛り土崩壊の恐れあり。	第6分団	大雨時要注意
55	上田厚宅付近	黒田	大雨時に床下浸水の恐れあり	第7分団	大雨時要注意
56	上田政一氏宅	黒田	大雨時に排水路から越水した水が隣接する農地を通り宅地内へ流れ込むため、床上または床下浸水の恐れあり	第7分団	大雨時要注意
57	榎木正勝氏宅	黒田	町道を横断する排水管の能力よりも多くの排水が流れ込むと付近一帯が冠水し、床下浸水の恐れあり	第7分団	大雨時要注意
58	おかどめ幸福駅北側町道	黒田	大雨時に町道に隣接する排水路が小さいため道路が冠水し、車両の通行ができなくなる	第7分団	大雨時要注意
59	横田宅そば水路	永才	大雨が続くと冠水する恐れあり	第7分団	大雨時要注意
60	平川宅そば水路	永才	大雨が続くと冠水する恐れあり	第7分団	大雨時要注意
61	宮崎大和宅・岡村孝則宅倉庫・立石幸夫宅	下乙	大雨時に床下浸水の恐れあり。現在も土嚢を設置中	第7分団	大雨時要注意
62	塚本幸男宅・西村サツキ宅・元山恒男宅	下乙	大雨時に床下浸水の恐れあり。現在も土嚢を設置中	第7分団	大雨時要注意
63	宮崎健一郎宅裏	下乙	裏山の崖崩れ。ブルーシートに土嚢を積んでいる状況	第7分団	大雨時要注意
64	宮崎健一郎宅前百太郎溝沿い	下乙	豪雨時、冠水の恐れあり	第7分団	大雨時要注意
65	下乙地区百太郎溝沿い	下乙	大雨時に百太郎溝が溢れる恐れあり	第7分団	大雨時要注意
66	井口川(霧島神社～上流)	岡麓	大雨時に増水した場合、道路への冠水の恐れあり。 → ※町管理の宮原川、岡本川は浚渫することとしている	第8分団	大雨時要注意
67	岡本橋から上流の裏山	岡麓	大雨時、土砂崩れ恐れあり。大雨時、岡本橋より通行止めしている。	第8分団	大雨時要注意
68	森園カントリーパーク東側	永岡	大雨時に土石流の恐れあり(土砂災害警戒区域)	第8分団	大雨時要注意
69	田上家裏南側水利	永岡	大雨時に氾濫の恐れあり	第8分団	大雨時要注意
70	清田宅前用水路	永岡	大雨時に氾濫の恐れあり	第8分団	大雨時要注意
71	三宮宅前の幸野溝	永岡	大雨・台風時に増水した場合、道路への冠水の恐れあり。	第8分団	大雨時要注意
72	古田宅前百太郎溝	開墾	大雨時に越水し、宅地床下浸水の恐れあり	第9分団	大雨時要注意
73	畑崎宅及びあさぎりホーム付近一帯	齊堂	大雨時に越水し、宅地床下浸水の恐れあり(昨年、畑崎宅へ浸水あり) → ※辰堀川の浚渫を待っている	第9分団	大雨時要注意
74	宮原宅裏の百太郎溝沿い	齊堂	大雨時の増水により道路への冠水の恐れあり。 → ※辰堀川の浚渫を待っている	第9分団	大雨時要注意
75	新興牧場付近の水路	齊堂	大雨時の増水により道路への冠水の恐れあり。 → ※辰堀川の浚渫を待っている	第9分団	大雨時要注意
76	新堀宅前の井口川	齊堂	大雨・台風時の増水により宅地内に浸水する恐れあり。 → ※辰堀川の浚渫を待っている	第9分団	大雨時要注意
77	宮本宅前の水路	齊堂	大雨・台風時の増水により、百太郎溝の排水が悪くなり、宅地内・水田に浸水・冠水の恐れあり。	第9分団	大雨時要注意
78	林田泰治宅	別府	大雨時に浸水の恐れあり	第9分団	大雨時要注意
79	酒井憲之宅	別府	大雨時に浸水の恐れあり	第9分団	大雨時要注意
80	宮原正孝宅	別府	大雨時に浸水の恐れあり	第9分団	大雨時要注意
81	池田義人宅	別府	大雨時に浸水の恐れあり	第9分団	大雨時要注意
82	村上宅前排水路	別府	大雨時に越水し、宅地床下浸水の恐れあり(昨年、村上宅へ浸水あり)	第9分団	大雨時要注意
83	小山宅前百太郎溝	別府	大雨時に越水し、宅地床下浸水の恐れあり(昨年、小山宅へ浸水あり)	第9分団	大雨時要注意
84	山下宅前百太郎溝	別府	大雨時に越水し、宅地床下浸水の恐れあり(昨年、山下宅へ浸水あり)	第9分団	大雨時要注意
85	深松守宅から万江幸一朗宅	宮麓	大雨時に幸野溝の越水による宅地内浸水の恐れあり	第10分団	大雨時要注意
86	深松ナナエ宅	宮麓	大雨時に用水路、田からの越水による宅地内浸水の恐れあり	第10分団	大雨時要注意
87	万江孝臣宅入口坂	屯所	土砂崩れの恐れあり	第11分団	大雨時要注意
88	平川のり子宅裏	屯所	土砂崩れの恐れあり	第11分団	大雨時要注意
89	つづじヶ丘学園入口坂	屯所	土砂崩れの恐れあり → ※都度、対応することとしている	第11分団	大雨時要注意
90	落合藤則宅	屯所	土砂崩れの恐れあり	第11分団	大雨時要注意
91	源島勇吾氏宅～恒松定信氏宅までの裏山	阿蘇	大雨、台風時に地盤が緩み、崩れる危険性あり	第11分団	大雨時要注意
92	松尾線集落までの町道	阿蘇	大雨、台風時に道路路肩が崩れる危険性あり → 建設課 災害復旧、舗装補修で対応中	第11分団	大雨時要注意
93	西太忠氏宅から西野雅倫宅までの裏山	阿蘇	大雨、台風時に地盤が緩み、崩れる危険性あり	第11分団	大雨時要注意
94	須崎夫士男氏宅入口	阿蘇	大雨、台風時に道路が崩れる危険性あり → 建設課 経過観察中	第11分団	大雨時要注意
95	吉田宅裏山	阿蘇	大雨、台風時に地盤が緩み、崩れる危険性あり	第11分団	大雨時要注意
96	別府敏憲氏・別府勝征氏宅	寺池	伊賀川の氾濫により、浸水の恐れあり → ※伊賀川の浚渫完了。また県・国と浸水対策の協議を重ねていく	第12分団	大雨時要注意
97	富永邦彦氏宅	寺池	用水路の氾濫により、かん水の恐れあり。⇒上流で用水調整していただく(建設課)	第12分団	大雨時要注意
98	鮫島嵩氏宅裏畑	寛井	土砂崩れの恐れあり(個人宅法面)	第12分団	大雨時要注意
99	北川嘉郎氏宅(球磨川沿い)	寛井	球磨川沿い崩壊の恐れあり	第12分団	大雨時要注意
100	了玄院	寛井	球磨川沿い崩壊の恐れあり	第12分団	大雨時要注意

100	了玄院	覚井	球磨川沿い崩壊の恐れあり	第12分団	大雨時要注意	
101	坂口秀一氏宅裏の法面	覚井	土砂崩れの恐れあり	第12分団	大雨時要注意	
102	愛甲利孝氏宅裏の法面	覚井	土砂崩れの恐れあり(個人宅法面)	第12分団	大雨時要注意	
103	西勝氏宅付近の杉	覚井	隣家へ倒木の恐れあり	第12分団	強風時要注意	
104	ポデーショップジャパン事務所裏	覚井	土砂崩れの恐れあり(個人宅法面)	第12分団	大雨時要注意	
105	山本順彦宅の裏山	古草城	令和元年の大雨で地盤が緩み斜面の土砂崩れが起きた(個人宅法面)	第13分団	大雨時要注意	
106	太陽光施設用地の斜面(城地区)	古草城	大雨に太陽光施設用地の斜面の土砂崩れの恐れあり(隣接する家屋あり) →※状況を注視している	第13分団	大雨時要注意	
107	出水田一夫氏宅横から天子公園への道路右側斜面	古草城	大雨、台風時に地盤が緩み、崩れる危険性あり → 建設課 経過観察中	第13分団	大雨時要注意	
108	旧ニッソン工業から田主丸緑地向かう登坂途中、左側の砂利の積み上げ箇所	新	建設会社が積み上げ中。大雨時に崩壊の恐れあり(財政課)	第13分団	大雨時要注意	
109	旧ニッソン工業内西側斜面	内山	菊池牧場と隣接する斜面。崩壊の恐れあり。(財政課)	第13分団	大雨・強風時要注意	
110	フルーティー道路(内山交差点～旧ニッソン工業間)	内山	大雨や台風時に山からの竹や木が倒れ交通の妨げとなる。 → ※都度、対応することとしている	第13分団	大雨時要注意	
111	フルーティーロードからくまもと製材への入口の山の斜面	内山	大雨時に崩落の恐れあり。小崩落あり。 → ※都度、対応することとしている	第13分団	大雨時要注意	
112	宮原祥子氏宅裏	内山	大雨時、地盤が緩み崩壊の恐れあり。(令和元年度部分崩壊あり)(個人宅法面)	第13分団	大雨時要注意	
113	吉田氏宅裏 銅山川	内山	大雨時、河川ブロックの洗掘の恐れあり	第13分団	大雨時要注意	県報告
114	岩永氏宅裏	内山	R27月豪雨で土砂崩れ。今なお崩壊の恐れあり	第13分団	大雨時要注意	
115	門口氏宅裏	鷺巣	大雨時、地盤が緩み崩壊の恐れあり。(個人宅法面かゴルフ場法面)	第13分団	大雨時要注意	
116	県道多良木相良線パーキング向側斜面	鷺巣	小崩落あり。大雨時には崩落の恐れあり。	第13分団	大雨時要注意	
117	銅山川坂本治重宅	下里	河川堤防より宅地が低いことで大雨増水時は早期冠水の恐れあり → ※県で河川改良の要望を行っている	第14分団	大雨時要注意	
118	福永喜一宅裏の法面	下里	令和2年7月豪雨により法面崩壊。ブルーシートで養生中(個人宅法面)	第14分団	大雨時要注意	
119	田山信司宅裏の法面	下里	令和2年7月豪雨により法面崩壊。ブルーシートで養生中(個人宅法面)	第14分団	大雨時要注意	
120	恒松博章宅裏の法面	下里	令和2年7月豪雨により法面崩壊。今後の雨量によっては更に崩壊の危険性あり(個人宅法面)	第14分団	大雨時要注意	
121	下里団地入口	下里	大雨時、地盤が緩み崩壊の恐れあり。 → ※状況を注視している	第14分団	大雨時要注意	
122	富永八郎宅裏の法面	植の里	令和2年7月豪雨により法面崩壊。ブルーシートで養生中(個人宅法面)	第14分団	大雨時要注意	
123	中村次人宅道路向い栗園球磨川側斜面	植の里	令和2年7月豪雨により法面崩壊。今後の雨量によっては更に崩壊の危険性あり(農林振興課対応)	第14分団	大雨時要注意	
124	野添三部宅裏の法面	植の里	令和2年7月豪雨により法面崩壊。今後の雨量によっては更に崩壊の危険性あり(農林振興課対応)	第14分団	大雨時要注意	
125	深田阿蘇若宮神社の県道側の壁	植の里	ブロック積みの亀裂 → 建設課 県に連絡していく	第14分団	大雨時要注意	
126	沖瀬信司氏宅横の法面	植の里	大雨時に法面崩壊の恐れあり → 建設課 令和4年度より検討中	第14分団	大雨時要注意	
127	谷山チヨ子氏宅付近	仁王	大雨時は、鉄砲水の恐れあり。 → ※荒茂川の浸濫を予定している	第14分団	大雨時要注意	
128	西嶋大助氏宅の裏山	仁王	大雨時、土砂災害の恐れあり。(早めの避難呼びかけ対応する)	第14分団	大雨時要注意	
129	岩水宅裏山	仁王	大雨時、土砂災害の恐れあり。 → 建設課 急傾斜対策済 経過観察中	第14分団	大雨時要注意	
130	荒茂 道沿い	仁王	大雨時、土砂災害の恐れあり。	第14分団	大雨時要注意	
131	落合宅前法面	仁王	大雨時、土砂災害の恐れあり。	第14分団	大雨時要注意	
132	木村やえ子氏宅付近	庄屋	大雨時は、井口川の増水により排水が悪くなり、宅地内が冠水する恐れあり。(早めの避難呼びかけ対応する)	第14分団	大雨時要注意	

※着色部分は、令和5年度に報告があった危険箇所です。